

#### (4) 概略設計概要説明調査(和文仮訳)

ニジェール共和国  
マラディ州・ザンデル州小学校教室建設計画  
概略設計概要説明調査  
協議議事録

独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」と記す)は「マラディ州・ザンデル州小学校教室建設計画」(以下「プロジェクト」と記す)に関する概略設計調査団を2006年6月にニジェール共和国(以下「ニジェール」と記す)へ派遣し、協議やサイト調査および日本における調査結果の技術的審査を経て、概略設計概要書(案)を作成した。

JICAは、概略設計概要書(案)の内容をニジェールに説明し、またその内容に関する意見を聴取するため、JICA無償資金協力部業務第二グループ教育・職業訓練チーム長の星野明彦を総括する概略設計概要説明調査団(以下「調査団」と記す)を2006年10月12日から10月22日までの予定で派遣した。

協議の結果、双方は付属書に記述された主要事項を確認した。

2006年10月20日、ニアメにて

---

星野明彦  
団長  
概略設計調査団  
JICA  
日本国

---

M、Malam Ari BOULAMA  
BOUKAR  
次官代理  
基礎教育・識字省  
ニジェール共和国

## 附 属 書

### 1. 概略設計概要書(案)の内容

ニジェール政府は本調査団が説明した概略設計概要書の内容に関して、基本的に合意し、これを受け入れた。

### 2. 優先整備校リスト

現地調査に基づく国内解析の結果策定された優先整備校リストは別添1のとおりである。同リストは、本プロジェクトが日本国政府によって承認された後に実施される詳細設計における全サイト調査によって再度見直されるものである。

### 3. コミュニティ開発支援無償のスキーム

調査団は、コミュニティ開発支援無償のスキームについて再度ニジェール側に説明した。ニジェール側は、同スキームについて理解し、かつニジェール政府が行うべき事項に必要な措置を、実施スケジュールに応じて適切に行うことを約束した。

### 4. 実施体制

- 4-1 本計画の実施機関である基礎教育・識字省(調査・計画局(DEP)およびインフラ設備局(DIES))は、調達代理機関である国際協カシステム(JICS)と協力して本計画を実施する。本計画におけるコンサルタントおよび施工業者の調達に関しては、別添2の日本国政府の定めるコミュニティ開発支援無償(二国間)に係る調達手続き実施要領に基づいて行うものとする。

4-2 政府間協議会：

双方は、本プロジェクトを円滑に実施するために、以下の構成メンバーにて政府間協議会を設立する。

ーニジェール側：基礎教育・識字省(MEBA)大臣あるいはその代理  
同省調査・計画局(DEP)、インフラ・設備局(DIES)

ー日 本 側：日本国大使あるいはその代理

必要に応じて、JICAおよび調達代理機関の代表がここに参加することとする。

- 4-3 本プロジェクトの実施体制は別添3のとおりである。

### 5. 今後のスケジュール：

JICAは本協議結果に基づいて最終報告書を完成させ、ニジェール政府に2007年1月頃に送付する予定である。調査団は、双方で協議し合意した内容について、日本国政府へ報告し、最終報告書へ反映させることを約束した。

### 6. その他の協議事項

6-1 ニジェール側の役割

基礎教育・識字省(調査・計画局(DEP)およびインフラ設備局(DIES))は、本件実施にかかる各段階(建設工事、ソフトコンポーネント等)におけるモニタリングと監理のために必要となる費用を確保し、これを実施することとする。

6-2 ニジェール側が実施する主要負担事項

ニジェール側は、別添4に記載されたニジェール側が負担すべき事項と経費を準備し、実施スケジュールに基づき確実に履行することを約束した。別添4に記載の同事項が実施されない場合は、政府間協議に基づいて協力内容が変更される場合があることをニジェール側は理解した。

6-3 教員の確保

ニジェール側は本計画により新たに建設される教室に必要な教員を配置することを約束した。

6-4 学校施設の運営維持管理

ニジェール側は、本計画により整備された学校の運営・維持管理に関する予算を確保し、維持管理体制を確立することを約束した。

6-5 安全対策

本プロジェクトを実施するうえで、ニジェール側はプロジェクト関係者に対する十分な安全対策を適切に措置することを約束した。

6-6 教室内の高さ

ニジェール側は、教室内の高さの最低値を、日本側の提案3.40mに対し、3.60mとしてほしい旨要請した。日本側はくこの高さを適用するためには、当初計画の教室数(284教室)を減少せざるを得ないことを説明し、ニジェール側はこれを理解した。

6-7 教室扉の位置

ニジェール側は、教室扉の位置を変更してほしい旨要請した。調査団は、日本での解析の結果をふまえて総合的に判断し、本変更の適用を検討することを回答した。

6-8 柱スパンと構造強度

ニジェール側は、柱のスパンを3.92mから3.00m間隔に変更してほしい旨要請した。日本側は、現在提案している設計において構造の強度を保障していることを説明した。

別 添

- 1 優先整備校リスト(案)
- 2 コミュニティ開発支援無償(二国間)に係る調達手続き実施要領
- 3 本プロジェクトの実施体制
- 4 ニジェール側主要負担事項

添付1 優先整備校リスト (1/2)

マラディ州				計画教室				計画便所			家具/機材			1/2
No.	優先順位	番号	学校名	1教室棟	2教室棟	3教室棟	教室数 小計	2便房	3便房	便房数 小計	生徒用机・椅子 (1セツト=25台)	教員用机・椅子 (1セツト)	金属製戸棚 (個)	床面積 ㎡
				63.7㎡	127.4㎡	191.1㎡		4.6㎡	6.9㎡					
1	I	D-10	Sabon Machi Nord	0	1	1	5	0	1	3	5	5	5	325.4
2	I	D-11	Komaka Médersa	0	1	0	2	0	2	6	2	2	2	141.2
3	I	D-12	Komaka Sud	0	2	0	4	0	0	0	4	4	4	254.8
4	I	MY-1	Magouza	0	1	1	5	0	1	3	5	5	5	325.4
5	I	MY-2	Dan Gali I	0	2	0	4	0	1	3	4	4	4	261.7
6	I	MY-3	Médersa Kanem Baché	1	0	0	1	0	1	3	1	1	1	70.6
7	I	MD-7	Inwala	0	2	0	4	0	0	0	4	4	4	254.8
8	I	MD-8	Djirataoua	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
9	I	MD-9	Kabobi Madarounfa	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
10	I	A-1	Aguié Mixte	0	1	0	2	0	2	6	2	2	2	141.2
11	I	A-2	Aguié Quartier	0	1	0	2	0	0	0	2	2	2	127.4
12	I	GR-1	Soura Sarkin. Galma	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
13	I	TS-3	Tessaoua Sud	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
14	I	TS-5	Hawan Dawaki	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
15	II	MC-1	Bagalam	0	2	0	4	0	1	3	4	4	4	261.7
16	II	MC-2	Diori I	1	0	0	1	0	2	6	1	1	1	77.5
17	II	MC-3	Diori 2	0	1	0	2	0	0	0	2	2	2	127.4
18	II	MC-5	Lobit I	0	0	1	3	0	2	6	3	3	3	204.9
19	II	MC-7	Soura II	0	2	0	4	0	0	0	4	4	4	254.8
20	II	MC-9	Zarrya II	0	0	1	3	0	0	0	3	3	3	191.1
21	II	MC-11	Ali Dan Sofo I	0	1	0	2	0	0	0	2	2	2	127.4
22	II	MC-13	Ali Dan Sofo III	0	0	1	3	0	0	0	3	3	3	191.1
23	II	MC-14	Mijin Yawa	0	1	0	2	0	0	0	2	2	2	127.4
24	II	MC-15	Zaniya I	0	0	3	9	0	0	0	9	9	9	573.3
25	II	MC-18	Galadima Harouna	0	0	4	12	0	0	0	12	12	12	764.4
26	II	MY-4	Guidan Zodi	0	2	0	4	0	1	3	4	4	4	261.7
27	II	MY-5	Ola	0	0	2	6	0	1	3	6	6	6	389.1
28	II	MY-6	Warzou	0	2	0	4	0	1	3	4	4	4	261.7
29	II	MY-7	Boukari Sabo	0	1	0	2	0	2	6	2	2	2	141.2
30	II	TS-2	Wage Waga	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
31	II	TS-4	Tessaoua Toudou	0	1	1	5	0	1	3	5	5	5	325.4
32	III	D-2	Dakoro-Quartier	0	0	1	3	0	2	6	3	3	3	204.9
33	III	D-3	Dakoro-Kourmi	0	0	1	3	1	1	5	3	3	3	202.6
34	III	D-6	Dakoro Médersa	0	1	0	2	2	0	4	2	2	2	136.6
35	III	MY-8	Médersa Dan Mairo	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
36	III	MY-9	Maissoura	0	2	0	4	0	1	3	4	4	4	261.7
37	III	MY-10	Zartso	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
38	III	MD-1	Sakata	0	0	1	3	1	1	5	3	3	3	202.6
39	III	A-11	Sabon Layi	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
40	III	A-12	Dan Ganji	0	1	0	2	0	0	0	2	2	2	127.4
41	III	A-14	Tchadoua-Médersa	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
42	III	A-9	Tchadoua-Mixte	0	0	1	3	0	2	6	3	3	3	204.9
43	III	GR-13	Tsououlou II	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
44	III	GR-14	Zamfarawa	0	2	0	4	0	0	0	4	4	4	254.8
45	III	TS-8	Tapkin Tsa	0	2	0	4	0	1	3	4	4	4	261.7
46	III	TS-1	El Dawa Peulh	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
		46	Total	2	37	26	154	4	39	125	154	154	154	10,098.1

補欠校リスト

1	I	GR-2	Soura Aboubakar	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
2	I	GR-3	Soura Garin Daouré	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
3	I	GR-4	Tibiri Nord	0	1	0	2	0	0	0	2	2	2	127.4
4	I	GR-5	Tibiri Médersa	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
5	IV	D-13	Adalak(Saye)	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
6	IV	D-15	Kaya	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
7	IV	D-16	Eloum	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
8	IV	D-17	Roumboukawa	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
9	IV	D-18	Gabaguida	0	1	0	2	0	0	0	2	2	2	127.4
10	IV	MD-10	Yen Radi	0	0	1	3	1	1	5	3	3	3	202.6
11	IV	A-5	Gazaoua-Mixte	0	1	0	2	1	0	2	2	2	2	132.0
12	IV	A-6	Gazaoua-Ouest	0	0	1	3	1	0	2	3	3	3	195.7
13	IV	A-7	Gazaoua-Médersa	0	0	1	3	0	0	0	3	3	3	191.1
14	IV	A-10	Gazaoua Makama	0	0	2	6	0	2	6	6	6	6	396.0
15	IV	GR-7	Tibiri Kadata	0	0	1	3	1	1	5	3	3	3	202.6
16	IV	GR-8	Tibiri Kataré Ousmane	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
17	IV	GR-11	Guidan Rounji Quartier	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	63.7
18	IV	GR-12	Guidan Rounji Malmaye	0	1	1	5	0	1	3	5	5	5	325.4
19	IV	GR-6	Tibiri Mountarou Barmou	1	0	0	1	0	1	3	1	1	1	70.6
20	IV	GR-9	Guidan Rounji Expérimentale	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
21	IV	GR-10	Guidan Rounji Médersa	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
		21	Total	2	10	11	55	4	16	56	55	55	55	3,632.7
		67	Total	4	47	37	209	8	55	181	209	209	209	13,730.8

優先整備校リスト (2/2)

ザンデール州

No.	優先順位	nom d'école	計画教室				計画便所			家具/機材			2/2 床面積 m <sup>2</sup>		
			1教室棟 63.7m <sup>2</sup>	2教室棟 127.4m <sup>2</sup>	3教室棟 191.1m <sup>2</sup>	教室数 小計	2便所 4.6m <sup>2</sup>	3便所 6.9m <sup>2</sup>	便房数 小計	生徒用机・椅子 (1セット=25台)	職員用机・椅子 (1セット)	金属製戸棚 (個)			
1	1-7	Magaria	MG-1	Ecole Quartier Magaria	0	2	0	4	0	2	6	4	4	4	268.6
2		MG-2	Guidan Gona	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	2	134.3
3		MG-3	Doungass mixte	0	2	0	4	0	2	6	4	4	4	4	268.6
4		MG-4	Dogo Dogo	0	0	1	3	1	2	8	3	3	3	3	209.6
5		MG-5	Médersa Sabon gari	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	3	198.0
6		MG-6	Birdiguil Zongo Aman	0	1	1	5	0	1	3	5	5	5	5	325.4
7		MG-7	Gourgouzou	0	0	1	3	0	0	0	3	3	3	3	191.1
8	1-7	Zinder-Commune	ZC-1	Karkada III	0	0	2	6	0	1	3	6	6	6	389.1
9		ZC-2	Charé Zamna II	0	1	1	5	1	1	5	5	5	5	5	330.0
10		ZC-3	Karakara Sud	0	2	0	4	2	0	4	4	4	4	4	264.0
11		ZC-4	Alkalaoua	0	2	2	10	0	2	6	10	10	10	10	650.8
12		ZC-5	Yadakondagué II	0	2	0	4	0	0	0	4	4	4	4	254.8
13		ZC-6	Garin Makahi	0	1	1	5	0	2	6	5	5	5	5	332.3
14		ZC-7	Kagna Maï Roua	0	0	1	3	0	2	6	3	3	3	3	204.9
15	1-7	Matamèye	MT-1	Matamèye Quartier	0	1	1	5	0	2	6	5	5	5	332.3
16		MT-2	Matamèye mixte	0	2	0	4	0	2	6	4	4	4	4	268.6
17		MT-3	Matamèye Nord	0	2	0	4	0	2	6	4	4	4	4	268.6
18		MT-4	Matamèye Sud	0	2	1	7	0	2	6	7	7	7	7	459.7
19		MT-5	Maïmoujia Médersa	0	2	0	4	1	1	5	4	4	4	4	266.3
20		MT-6	Roumji	0	0	1	3	1	1	5	3	3	3	3	202.6
21		MT-7	Tounfafi Maï Kassoua	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	3	198.0
22	1-7	Gouré	G-1	Gouré Sabon Gari	0	1	1	5	1	1	5	5	5	5	330.0
23		G-2	Gouré Moustaphari	0	2	0	4	0	1	3	4	4	4	4	261.7
24		G-3	Soubdou médersa	0	0	1	3	1	1	5	3	3	3	3	202.6
25		G-7	Abari	0	1	0	2	1	1	5	2	2	2	2	138.9
26	1-7	Mirriah	MR-1	Jan Doutsi	0	0	1	3	0	2	6	3	3	3	204.9
27		MR-3	Koumawa	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	3	198.0
28		MR-4	Fotoro Haoussa	0	0	1	3	0	2	6	3	3	3	3	204.9
29		MR-7	Angoual Tarno	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	3	198.0
30	1-7	Tanout	TN-1	Dalli	0	2	0	4	1	1	5	4	4	4	266.3
31		TN-2	Gangara Médersa	0	0	1	3	1	1	5	3	3	3	3	202.6
32		TN-3	Kaki Fada	0	0	1	3	1	1	5	3	3	3	3	202.6
33		TN-4	Dan Biri	0	0	1	3	1	1	5	3	3	3	3	202.6
			33	Total	0	29	24	130	13	42	152	130	130	130	8,631.6

補欠校リスト

1	8	Magaria	MG-8	Kaki Baré	0	1	0	2	1	0	2	2	2	2	132.0
2		Gouré	G-8	Guidiguinir tchiromari	0	2	0	4	0	1	3	4	4	4	261.7
3		Mirriah	MR-8	Gamdou	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
4		Tanout	TN-8	Ragué Gaya	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
5	9	Magaria	MG-9	Dan Tchibaou	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
6		Zinder Commune	ZC-9	Tchingnéni Koura	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
7		Gouré	G-9	Arnadi	0	1	0	2	1	1	5	2	2	2	138.9
8	10	Mirriah	MR-9	Bani II	0	0	1	3	0	2	6	3	3	3	204.9
9		Magaria	MG-10	Damaou II	0	0	1	3	0	1	3	3	3	3	198.0
10		Zinder Commune	ZC-10	Garin Malam Nord I	0	1	0	2	1	1	5	2	2	2	138.9
11		Mirriah	MR-10	Jigayi Kaigama	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3
12	Tanout	TN-10	Kouyéwa Médersa	0	1	0	2	0	1	3	2	2	2	134.3	
			12	Total	0	11	2	28	3	12	42	28	28	28	1,880.5
			45	Région de Zinder Total	0	40	26	158	16	54	194	158	158	158	10,512.0

Sous-total par département (incluant les écoles complémentaires)

A	IEPD : Aguié	0	4	7	29	2	8	28	29	29	29	29	29	1911.9
D	IEPD : Dakorro	0	6	7	33	3	10	36	33	33	33	33	33	2185.1
GR	IEPD : Guidan Roundi	2	11	3	33	1	11	35	33	33	33	33	33	2182.8
MD	IEPD : Madarounfa	0	2	4	16	2	4	16	16	16	16	16	16	1056.1
MC	IEPD : Maradi Commune	1	7	10	45	0	5	15	45	45	45	45	45	2901.1
MY	IEPD : DREBA Maradi (Mayahi)	1	12	3	34	0	11	33	34	34	34	34	34	2241.9
T	IEPD : DREBA Maradi (Tessaoua)	0	5	3	19	0	6	18	19	19	19	19	19	1251.8
マラディ州合計		4	47	37	209	8	55	181	209	209	209	209	209	13,730.8
MG	IEPD : Magaria	0	8	5	31	2	11	37	31	31	31	31	31	2060.0
ZC	IEPD : Zinder Commune	0	10	7	41	4	10	38	41	41	41	41	41	2699.3
MT	IEPD : Matamèye	0	9	4	30	2	11	37	30	30	30	30	30	1996.3
G	IEPD : Gouré	0	7	2	20	4	6	26	20	20	20	20	20	1334.0
TN	IEPD : Tanout	0	4	3	17	4	6	26	17	17	17	17	17	1142.9
MR	IEPD : Mirriah	0	2	5	19	0	10	30	19	19	19	19	19	1279.5
ザンデール州合計		0	40	26	158	16	54	194	158	158	158	158	158	10,512.0

67校	: マラディ州	1教室棟	2教室棟	3教室棟	教室数	2便所	3便所	便房数	生徒用机・椅子	職員用机・椅子	金属製戸棚	床面積
45校	: ザンデール州	4	87	63	367	24	109	375	367	367	367	24242.8

コミュニティ開発支援無償（二国間）に係る  
調達手続実施要領

平成18年7月

外務省

## 第1部 基本事項

### I. 序文

本実施要領は、日本国政府と被援助国政府（以下Ⅱ. 2. で定義される「被援助国」という。）との間の交換公文（以下「E/N」という。）で合意されたコミュニティ開発支援無償（以下「コミュニティ無償」という。）を使用して実施する役務及び生産物（以下「役務等」という。）の調達に係る手続を定め、プロセスの公平性・透明性を確保することを目的とするものである。

本実施要領の適用は、日本国政府と被援助国との間でE/Nに基づき署名される合意議事録（以下「A/M」という。）の中で規定される。

被援助国、調達代理機関及びコミュニティ無償のために役務等を供給する者（以下Ⅱ. 5. で定義される「契約業者」という。）の権利及び義務は、被援助国が調達代理機関と締結する契約（A/Mにいう「雇用契約」(employment contract)、以下「調達代理業務契約」という。）、入札図書及び調達代理機関が契約業者と締結する契約によって定められ、本実施要領によって定められるものではない。

### Ⅱ. 関係機関

本実施要領において、日本国政府、被援助国、調達代理機関及び契約業者の関係は、次のとおりである。

1. 日本国政府は、コミュニティ無償のための贈与の「供与者」である。
2. 被援助国は、贈与の「受益者」であり、コミュニティ無償の実施に責任を有する。被援助国は、役務等の調達を調達代理機関に委任する。
3. 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、日本国政府によりコミュニティ無償のための贈与の適正実施の促進を目的とした必要業務に対して責任を有する機関として指定される。
4. 調達代理機関は、被援助国との調達代理業務契約により被援助国に代わり役務等の調達業務を提供する中立な専門機関である。調達代理機関となる機関は、日本国政府の推薦に基づき、A/Mにおいて、両政府間で合意される。
5. 契約業者は、被援助国調達代理機関との契約に基づき、コミュニティ無償のための役務等を被援助国に供給する者である。

## 第2部 調達代理機関

### I. 総論

#### 1. 調達代理機関の役割

調達代理機関は、被援助国に代わりコミュニティ無償のための役務等の調達業務を行う。調達代理機関は、中立的な立場において公平性、透明性等、適正な調達手続にも留意した上で、コミュニティ無償が公正かつ円滑に実施され、支援の目的が達成されるよう業務を遂行しなければならない。

また、調達代理機関の業務においては、被援助国の利益の保護と我が国による支援の効果の最大化が最優先されなければならない。調達代理機関は被援助国の負担を最小化するよう留意して行動しなければならない。

#### 2. 調達代理業務契約

被援助国は、A/Mに従って、調達代理機関とE/N署名後1箇月以内に調達代理業務契約を締結する。

調達代理機関は、A/Mの規定に従い、日本国政府による書面による承認を得て、本契約により被援助国に代わり、下記3.の業務を実施する。

#### 3. 調達代理機関の業務

調達代理機関は、A/Mの別添Ⅱに定める業務を実施する。

### II. 調達代理業務契約の承認

#### 1. 総論

調達代理業務契約は、2通の同一内容の文書で作成、締結され、当該契約書の写しは被援助国より調達代理機関を通じ日本国政府に提出されなければならない。日本国政府は、同契約がE/N、A/M及び本実施要領に従って締結されていることを確認した上で承認する。

調達代理業務契約は、日本国政府の書面による承認により発効する。

#### 2. E/Nについての言及

調達代理業務契約には、「日本国政府は、(被援助国名)政府に対し、両政府間で(署名の日付)に署名されたE/Nによりコミュニティ無償の供与を実施する」と明記しなければならない。

#### 3. 業務内容

調達代理業務契約には、調達代理機関の業務の内容が明確に規定されなければならない。E/N及びA/Mの規定に合致しない調達代理機関の業務を内容とする調達代理業務契約は、日本国政府の承認を得ることができない。

#### 4. 業務完了

調達代理業務契約には、「調達代理機関の業務は、被援助国名義の日本にある銀行の

口座（以下「政府口座」という。）から調達代理機関名義の調達資金口座（以下「調達口座」という。）へ移動される資金の全額が役務等の調達のために支払われたとき又は同資金の残金が政府口座に移動されたときに完了したものとみなされる」と明記されなければならない。

#### 5. 調達代理業務手数料

調達代理業務契約には、正確かつ誤りなく同契約業務に係る調達代理機関の手数料の金額及び通貨、若しくは、計算方法が明記されなければならない。また、調達代理業務手数料が追加となる場合の要件及び追加となる金額又はその計算方法について予め明記されなければならない。

#### 6. 調達代理業務契約の承認

調達代理業務契約には、「本契約は日本政府による書面の承認を以て発効する」と明記しなければならない。

#### 7. 支払方法

調達代理業務契約には、調達代理機関に対する贈与のすべての資金移動に関して、被援助国は同国の代理機関として調達代理機関を指名するとともに、政府口座 から調達口座への資金（以下「前渡金」という。）を移動するための包括的支払授權書 (Blanket Disbursement Authorization)（以下「BDA」という。）を発給することを規定しなければならない。

調達代理業務契約には、調達代理機関に対する支払が、前渡金から日本円で行われること、及び調達代理機関に対する最終支払が、合計残額が贈与及びその発生利子合計額の3%以下になったときに実行されることが明記されなければならない。

#### 8. 不可抗力

調達代理業務契約については、調達代理業務契約に基づく調達代理機関の義務の不履行が、調達代理業務契約の条件で定められた不可抗力の結果である場合には債務不履行とはみなされないことを規定する条項を含まなければならない。

#### 9. 被援助国の責任と義務

調達代理業務契約には、E/Nに従って、被援助国の責任と義務が明確に規定されなければならない。

#### 10. 調達代理業務契約の修正

契約の修正が必要な場合、修正された契約には、次の点が明確に規定されなければならない。

- (1) 修正される条項を除いたすべての条項に変更がないこと。
- (2) 修正契約は、日本国政府による書面の承認を以て発効すること。

### 第3部 調達手続

#### I. 総論

##### 1. 調達可能役務等

調達される役務等は、E/N及びA/Mに規定されたものの中から選定される。なお、実施される事業に関して専門的な知識、経験等を有する法人又は個人コンサルタント(大学、非政府組織(NGO)等を含む。以下「コンサルタント」という。)を調達する場合には、調達代理機関が別途定めるガイドライン等に基づいて調達手続が行われるものとする。

##### 2. 契約業者

契約業者は、入札図書に規定された条件を満たすものであれば、原則としてその国籍は問われない。

##### 3. 不適正調達

日本国政府は、契約業者に対し、贈与による事業の下では、その事業に係る調達及び実施に当たり最高水準の倫理を遵守するよう要求する。日本国政府は、当該契約を受注する際に、入札参加者が腐敗又は不正行為に関与したと認めたときは、その入札を拒否するよう被援助国及び調達代理機関に要求することができる。日本国政府は、他の日本の贈与による若しくは他の日本のODAによる事業に係る契約を受注するため、又はこれら事業の実施中に、契約業者が腐敗又は不正行為に関与したと認めたときは、日本国政府が定める一定期間、当該契約業者を調達から排除するよう被援助国政府及び調達代理機関に対し要求することができる。

無償資金協力事業において、日本国政府機関が購入停止等の措置を行った企業の製品が調達されることが想定される場合、日本国政府は被援助国政府及び調達代理機関に対し、日本国政府機関の措置の期間内は当該企業の製品を調達対象外とするよう申し入れることができる。

#### II. 調達手続

##### 1. 調達用資金

調達代理機関は、調達手続の開始に先立ち、調達に必要な資金を政府口座から調達口座に移動するための手続を行わなければならない(移動された調達用資金を前渡金という。)

##### 2. 調達方法

###### (1) 一般競争入札

役務等に係る調達手続の実施に当たっては、入札参加者の国籍を問わない一般競争入札<sup>1</sup>を原則とする。調達手続においては入札参加者の間に不公平がないことを十分に考慮しなければならない。

<sup>1</sup> 入札に係る事前公告を行った上で、競争参加希望者のうち一定の資格を有する不特定多数の者を入札に参加させ、最も有利な条件を提示した者との間で契約を行う方式を指す。

(2) 一般競争入札方式以外の調達方法

次のいずれかの特別の事態によって、一般競争入札方式を採用することが適当ではない、又は、困難である場合、調達代理機関は、指名競争入札<sup>2</sup>、見積り合せ<sup>3</sup>又は直接契約<sup>4</sup>により役務等を調達することができる。

- (イ) 既存機材のスペアパーツ、付属品又は製造業者が限られている機材等を調達する場合（この場合は、製造者又はその代理店との直接契約が想定される）
- (ロ) 既存の契約において提供されている役務等の均一性、継続性等を維持したいとする適切な理由を有している場合（この場合は、当該役務等の契約者との直接契約が想定される）
- (ハ) 資格条件に合った供給業者の数が限られている場合（この場合は、指名競争入札又は見積り合せが想定される）
- (ニ) 見込まれる契約額が少額であり、相当数の入札予定者が関心を持つことに疑問があり、一般競争入札手続を実施する利点があるがその実務的煩雑さによって阻害される場合（この場合は、指名競争入札又は見積り合せが想定される）
- (ホ) 実施した入札の一部又は全部が成立せず、再度入札を行う場合（この場合は、指名競争入札又は見積り合せが想定される）
- (ヘ) 自然災害や人道に係る緊急支援等において緊急に調達する場合（この場合は、指名競争入札又は見積り合せが想定される）
- (ト) コンサルタントを調達する場合（この場合は、技術提案書の内容による競争又は日本政府又はJICAからの推薦に基づく直接契約が想定される。）<sup>5</sup>

ただし、このような調達方法を採用する場合であっても、調達代理機関は、選定手続における透明性を確保するため、本実施要領で定める一般競争入札による調達に係る規定に可能な限り依拠しつつ、手続を行わなければならない。

(3) 追加調達

調達代理機関は、調達資金に残額が発生し、被援助国が追加の調達を希望する場合、次の点を遵守した上で追加調達を行うことができる。なお、同残余金について利息が発生した場合、同利息を追加調達に充てることができる。

(イ) 同一役務等の調達

追加調達する役務等の性質や当初入札の経緯に鑑み、新たな競争入札に付す利益がない、又はむしろ不経済であると判断される場合は、当該役務等の契約業者との直接契約により調達することができるものとする。ただし、追加調達に使用する残余金が多い場合等、同一業者と直接契約を行うことが不適當、又はその利益が明白ではない場合においては、新たに競争入札等によって契約業者を決定しなければならない。

<sup>2</sup> 事前の入札公告を行わず、一定の資格要件に基づき複数の供給者を指名して入札を行う方式を指す。

<sup>3</sup> 競争性を確保するために複数の供給者から得た見積もりを比較した上で契約者を選定する方式を指す。

<sup>4</sup> 特定の供給者との間で直接契約を行う方式を指す。

<sup>5</sup> コンサルタントの調達方法については、調達代理機関が定めるガイドラインにおいて詳述される。

(ロ) その他の調達

上記(イ)以外の役務等を調達する場合には、競争入札等による調達を実施しなければならない。ただし、調達する役務等はE/N及びA/Mの規定に合致するものでなければならない。

3. 入札ロットの規模

調達する役務等を技術的、実務的に複数の入札単位（以下「ロット」という。）に分割でき、かつ、それがもっとも広い競争入札につながるとみなされるならば、当該ロットは適切に分割されなければならない。ただし、入札の競争性を確保するため、入札に付されることになる個々ロットは、それが入札参加者をひきつけるに十分な大きさでなければならない。

4. 入札条件の設定

調達代理機関は、調達する役務等について、仕様、工期、必要とする技術レベル、価格、製造、輸送、貿易に関する規制等を十分に調査、検討し、被援助国政府に確認をした上で、適切な入札条件を確定しなければならない。また、当該調達で見込まれる価格（見込額）について積算の上、契約者選定手続を行う際の参考としなければならない。

5. 入札公告

入札公告は、入札資格を有しかつ関心のある業者が前広に知る機会を有し、入札に公平に参加する機会が得られるような合理的な方法で行われなければならない。少なくとも、被援助国（又は近隣国）又は日本で一般に流通している新聞に公告されるとともに、調達代理機関のウェブページ上の閲覧しやすい場所に掲載されなくてはならない。公告に含まれるべき主な項目は次のとおりである。（なお、新聞公告においては、（1）から（3）に係る必要最低限の情報に留め、（4）、（5）及びその他の詳細な案内については、調達代理機関のウェブページに掲載することができる。）

- (1) 案件名
- (2) 調達する役務等の概要
- (3) 調達代理機関名及びウェブページアドレスを含む連絡先（被援助国の代理人であることを併記）
- (4) 要求される入札参加者の資格
- (5) 業者が入札への参加を判断するのに必要とされるその他の関連情報

6. 言語

入札案内、入札図書及び契約書は、英語、仏語又は西語を用いて作成されるものとする。

III. 入札図書

1. 総論

- (1) 入札図書には、コミュニティ無償によって調達される役務等について、入札参加者が入札を準備するために必要なすべての情報が記載されていなければならない。
- (2) 調達される役務等に係る被援助国、調達代理機関及び契約業者の権利と義務は、調達代理機関が作成する入札図書によって規定される。なお、入札図書は、被援助国と協議の上、作成されなければならない。
- (3) 入札図書には、「日本国政府は、(被援助国名) 政府によるコミュニティ無償に寄与するため、(被援助国名) 政府に対し、(署名の日付) に署名されたE/Nにより贈与を実施する。」旨明記されなければならない。
- (4) 入札図書には、「日本国政府は、契約業者に対し、贈与による事業の下では、その事業に係る調達及び実施に当たり最高水準の倫理を遵守するよう要求する。日本国政府は、当該契約を受注する際に、入札参加者が腐敗又は不正行為に関与したと認めたときは、その入札を拒否するよう被援助国及び調達代理機関に要求することができる。日本国政府は、他の日本の贈与による若しくは他の日本のODAによる事業に係る契約を受注するため、又はこれら事業の実施中に、契約業者が腐敗又は不正行為に関与したと認めたときは、日本国政府が定める一定期間、当該契約業者を調達から排除するよう被援助国政府及び調達代理機関に対し要求することができる。

無償資金協力事業において、日本国政府機関が購入停止等の措置を行った企業の製品が調達されることが想定される場合、日本国政府は被援助国政府及び調達代理機関に対し、日本国政府機関の措置の期間内は当該企業の製品を調達対象外とするよう申し入れることができる。」と明記されなければならない。

## 2. 入札図書の構成

入札図書には次の書類が含まれていなければならない。

- (1) 入札要領
- (2) 契約条件書
- (3) 入札書類の書式
- (4) 契約書案

入札図書を販売する場合、その金額は入札手続の実施に係る実費に見合う妥当なものでなければならない。

## 3. 入札要領の主要事項

- (1) 入札要領には、入札図書に係る質問回答及び修正、入札の実施方法、入札評価その他の入札実施に係る関連事項を明記しなければならない。
- (2) 入札要領には調達の対象となる役務等の内容、入札参加者に要求される資格、現地代理店等の有無、不適格業者の入札からの排除、調達適格国、引渡しの場所及び期日、保険、輸送、保証金、担保その他関連事項を明記しなければならない。
- (3) 入札要項には、原則として、入札書（価格札）に記載される価格が、数字及び文字で表示され、不変かつ最終のものであること及び数字及び文字の価格に相違

がある場合には、文字による価格が正当とみなされる旨を明記しなければならない。

#### 4. 契約条件書

##### (1) 条件の明確性

契約条件書は、行われるべき業務、供給されるべき役務等の概要、技術仕様、図面等の関連条件、並びに入札の評価及び比較を行う際に考慮される主要な要素又は基準を明瞭かつ詳細に明記したものでなければならない。

また、契約条件書は、出来る限り広い競争が確保されるよう作成されなければならない。

##### (2) 技術仕様の汎用性

生産物の調達に際し、契約条件書に含まれる技術仕様書は、調達する生産物に関連する特性及び要求される性能に基づくものでなければならない。

商標名、カタログ番号又はこれらに類似する分類に言及することは、スペアパーツ等、特定の生産物が必要とされる場合を除き避けなければならない。

##### (3) 技術仕様の規格該当性

工業規格に適合する生産物を調達する場合には、納入条件における技術仕様には、日本工業規格（JIS）又は JIS と同等かそれ以上の品質を保証する国際的に認められた規格（ISO 等）に合致する生産物も受け入れられる旨が明記されねばならない。

#### 5. 入札書類の書式

入札書類には、入札参加者が提出する 1) 入札資格書類、2) 入札仕様書類及び 3) 価格札の書式を明記しなければならない。

#### 6. 契約書案

契約書案には、被援助国、調達代理機関及び契約業者の権利及び義務等の契約条件及び次の事項を明記しなければならない。

- (1) 支払い条件
- (2) 保証期間
- (3) 契約履行保証
- (4) 契約義務不履行
- (5) 不可抗力
- (6) 紛争の解決

#### IV. 入札実施

##### 1. 入札準備期間

当該国のコミュニティ無償に係る特殊事情及び入札ロットの規模及び複雑さを十分考慮して、入札予定者が入札図書の入手が可能となった日から入札まで入札予定者が入札準備をするのに十分な期間を設けなければならない。

## 2. 入札保証

調達代理機関は、入札のための保証（銀行保証等）を入札参加者から求めることができる。ただし、入札参加の障害とならない程度の適切な金額としなければならない。また、入札のための入札保証は、入札の結果が明らかとなった後、速やかに入札参加者に返却されなければならない。

## 3. 入札図書に係る質問及び回答

調達代理機関は、入札の円滑な実施を目的として、次の点を遵守しつつ、入札図書購入者からの入札図書に係る質問の受付及びそれに対する回答を行う。

- (1) 質問の受付及び回答に当たり、それぞれ適切な期間を設定する。
- (2) 質問に対する回答は、回答を受けた後入札予定者が適切な対応を行うことができるよう入札日までに十分な時間的余裕を保証した上、入札図書を購入したすべての者に対して通知されなければならない。

## 4. 入札図書の訂正・変更

入札図書に係るいかなる追加情報、補足説明、誤記の訂正又は変更は、入札予定者が適切な措置を取ることができるよう入札日までに十分な時間的余裕を保証した上で、入札図書を購入したすべての者に対して通知されなければならない。

## 5. 入札参加者の事前資格審査

- (1) 調達代理機関は、入札手続の煩雑化を避けるため、一定の能力を有する入札予定者のみが入札に参加できるよう、入札に先だって事前資格審査を行うことができる。
- (2) 事前資格審査は、入札予定者が特定の業者契約を確実に履行できる能力を有しているか否かに関してのみ行われなければならない。
- (3) 事前資格審査においては、次の点を考慮することとする。
  - (イ) 同種の契約についての経験と実績
  - (ロ) 資本の額その他の経営の規模及び経営の状況
  - (ハ) 入札図書で定める事務所等の有無

## 6. 入札手続

- (1) 入札の最終受付日時、場所、開札の日時及び場所は、入札図書に明記されなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札に必要な書類（入札書類）として次の書類を提出しなければならない。
  - (イ) 入札資格書類
  - (ロ) 入札仕様書類
  - (ハ) 入札書（価格札）
- (3) 入札書類は、原則として、定められた日時及び場所において、調達代理機関及び入札参加者（又はその代理人）の立会いのもとで開札されなければならない。ただし、入札参加者の立ち会いは任意とし、開札に立ち会わなかった入札参加者

を競争において不利に扱うことがあってはならない。

- (4) 入札指定時刻後に提出された入札書類は、有効な入札とは認められない。
- (5) 開札に当たっては、各入札参加者の名前及びそれぞれの入札額が、口頭で読み上げられ、かつ記録されなければならない。

#### 7. 入札の補足説明と変更

- (1) いかなる入札参加者についても、入札の後に入札内容の変更を許されるべきではない。
- (2) 調達代理機関は、入札参加者に対して、入札書類に関する補足説明を求めることができるが、入札の実質的内容の変更を求めてはならない。

#### 8. 手続の非公開

被援助国及び調達代理機関は、公開の場での開札後、落札が通知されるまで、入札の審査、補足説明、評価及び落札者の推薦に関するいかなる情報も入札参加者及び入札手続に公式に関与していないその他の者に対して公開してはならない。

#### 9. 入札書類の審査

調達代理機関は、入札された書類に対して、次の項目を審査しなければならない。

- (1) 計算上の重大な誤り
- (2) 要求されている書類の添付
- (3) 要求されている証明書の添付
- (4) 要求されている保証の添付
- (5) 書類に正しい署名の記入
- (6) 入札書類が入札図書の規定に合致していること

入札書類の審査において、不一致若しくは留保事項が含まれている場合又はその他の点で入札図書に規定されている条件・仕様に実質的に合致していない場合、その入札は有効な入札とは認められず、排除される。

入札書類の審査の後、これらの条件を満たした各入札の評価と比較のために、原則として最低価格提示者の入札より順に入札書類の技術的検討がなされるものとする。

#### 10. 入札評価及び落札者の決定方法

- (1) 入札評価及び契約者の決定は、入札図書に規定された条件に基づき行われなければならない。
- (2) 入札図書の技術仕様に実質的に合致しており、かつ入札図書のすべての条件を満たしている入札が有効な入札とされ、それらのうち、原則として、最低価格を提示した入札参加者が、落札者とされなければならない。ただし、調達する役務等の性質に鑑み価格競争のみによって落札者を決定することが適当ではないと判断される場合に限り、納・工期、仕様等、価格以外の観点に関する評価を点数化し、価格評価結果と併せて総合的に入札評価を行うことができる。

この場合も、予め入札評価の方法及び基準が入札図書に明記されていることを

前提とする。

- (3) 有効な入札であって、調達代理機関で設定した見込額等に鑑み満足のいく入札を得られなかった場合、調達代理機関は、最低価格等、その段階で最良の条件を提示している入札参加者（又は、当該交渉が満足する結果に至らなかった際は次点者）と交渉して、直接契約により契約を締結することができる。
- (4) いくつかのロットに分割されている入札の場合には、入札評価は、それぞれのロット毎に行われなければならない。

#### 1.1. 入札評価報告書

調達代理機関は、落札又は失格の理由を明らかにした詳細な入札評価報告書を作成し、落札者との契約締結前に被援助国に提出しなければならない。また、調達代理機関はJICAに対しても、入札評価報告書を提出しなければならない。ただし、落札及び不落札通知の発出は、JICAにおける入札評価報告書の確認を了することを前提としない。

#### 1.2. 落札及び不落札通知

- (1) 調達代理機関は、入札図書で定められた札の有効期間内に、落札及び不落札の通知を全入札参加者に対して行わなければならない。有効期間内に落札の通知を行うことができない場合には、全入札参加者に対して、期間の延長につき遅滞無く通知しなければならない。
- (2) いかなる入札参加者も、落札の条件として、入札図書に記載されていない責任又は義務を負うことを要求されない。

#### 1.3. 全入札の拒否及び再入札

- (1) 調達代理機関は、単に入札金額を下げることを目的として、全入札を拒否し、再入札は行ってはならない。ただし、次に掲げる場合には、すべての入札を拒否することが認められる。
  - (イ) 入札参加者との交渉の結果によっても、最低入札価格が見込額を大幅に上回った場合等、手続を続けることが根本的に困難である場合
  - (ロ) すべての入札が入札審査及び入札評価の結果、入札図書に適合していない場合
  - (ハ) 競争性が阻害されていることが明白である場合
- (ニ) 入札手続の過程において、当該入札手続の継続によっては支援の目的が達せられない相当の根拠が判明した場合
- (2) 万一、全入札拒否を行い、再入札を行う場合には、調達代理機関はその事由を検討し、当初の入札図書に記載した仕様とその他の条件の修正及び調達方法について検討しなければならない。

### V. 契約締結

#### 1. 総論

調達代理機関は、E/N及びA/Mの規定に基づき、被援助国によるコミュニティ

無償のために必要となる役務等を調達するため、入札又はその他の方法によって選ばれた業者と契約を結ぶ。複数のロットを同一の業者と契約する場合には、一つの契約にすることができる。

## 2. E/Nについての言及

契約書には、「日本国政府は、(被援助国名) 政府に対し、(署名の日付) に署名されたE/Nによりコミュニティ無償の供与を実施する」旨明記しなければならない。

## 3. 役務等の内容

契約書には、調達される役務等の内容を明確に規定しなければならない。

E/N等政府間で合意されていない役務等の調達を内容とする契約書は、締結できない。

## 4. 契約金額

各契約金額の総額は、E/Nに規定される贈与額及び発生利子の総額から調達代理業務に係る手数料を差し引いた額を超えてはならない。

各契約金額は、正確かつ誤りなく文字及び数字により併記されなければならない。文字及び数字の価格に齟齬がある場合は、文字による価格が正当とみなされる。

## 5. 支払条件

契約書には支払条件が明記されていなければならない。調達代理機関は、契約書の支払条件に基づき、契約業者からの必要書類の提出を受け、前渡金から調達代理機関が同契約業者に対して支払を行う。役務の調達を行う場合には、契約金額の一定額につき前払いを行うことができる。ただし、この場合は、契約業者より前払い金額に相当する前払い保証の供託があることを前提とする。

## 6. 保証期間

納入後に製造者による保証の提供のある生産物を調達する場合には、契約書には、保証期間が明記されていなければならない。

## 7. 契約履行保証

調達代理機関は、契約業者に対して、契約履行保証（銀行保証等）の供託を要求することができる。この場合、履行保証は、妥当な金額でなければならず、役務等に関するすべての契約義務が完了したのち可及的速やかに返却されなければならない。

## 8. 契約債務不履行

契約書には、契約業者による債務履行が契約の履行期限より遅延した場合、若しくはその他の事由（倒産等を含む）により不履行となった場合において、調達代理機関が契約業者に対して、賠償支払の要求、契約履行保証の没収、又は契約解除等を要求できることが明記されなければならない。

9. 不可抗力

契約書には、契約に基づく契約業者の義務の不履行は、当該不履行が契約条件で定められた不可抗力の結果である場合には債務不履行とはみなされない旨を述べた条項を含めなければならない。

10. 紛争の解決

契約書には、紛争の解決に関する規定が含まれていなければならない。

11. 各契約業者の責任と義務

契約書には、被援助国、調達代理機関及び契約業者の責任と義務を明記しなければならない。

12. 準拠法

契約書には、契約が準拠する法律の国籍が明記されなければならない。

13. 契約の発効

契約は、調達代理機関と契約業者との間で署名が交換された後、発効する。

14. JICAへの報告

調達代理機関は、契約業者との契約書の写しをJICAに提出しなければならない。

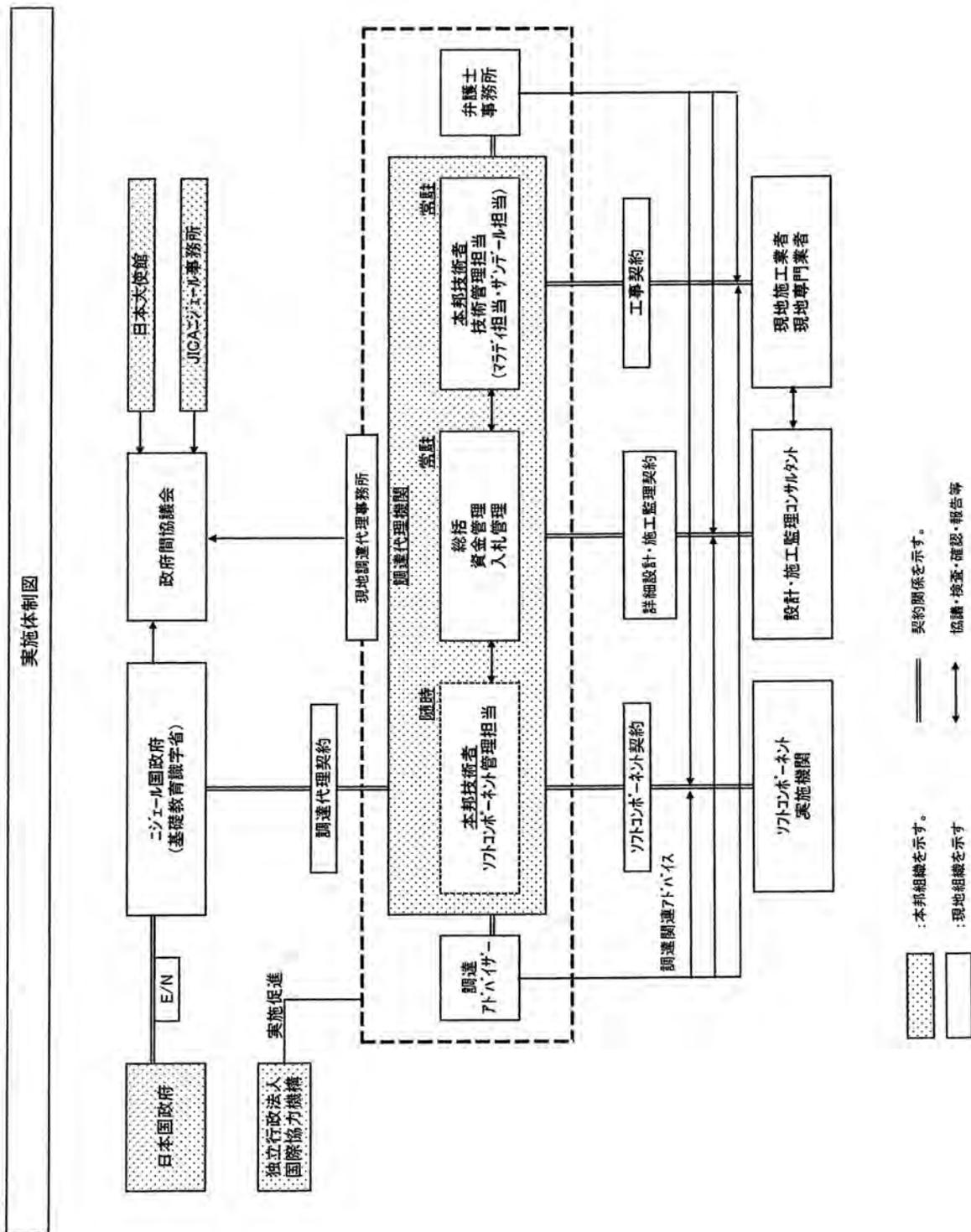
15. 契約の修正

契約の修正が必要な場合、事前に被援助国の了解を得た上で、調達代理機関は契約業者と修正のための契約を締結する。修正契約には、修正される条項を除いたすべての条項は変わらない旨が明記しなければならない。また、調達代理機関は、契約業者との修正契約書の写しをJICAに提出しなければならない。

16. 契約結果の公表

調達代理機関は、調達契約の内容（調達品目、契約業者名、契約金額及び契約日）を調達代理機関のウェブページ上において、各契約後速やかに公表しなければならない。（了）

添付-3：本プロジェクトの実施体制



#### 別添4 ニジェール側が実施する主要負担事項

- 1) 建設工事開始に先立ち、計画地にある障害物の撤去および整地を行う。
- 2) 必要に応じて、門扉などの外部工事を行う。
- 3) 必要に応じて、給水設備の整備を行う。
- 4) 建設終了までに、必要かつ十分な教員を配置する。
- 5) 本計画によって整備する施設・機材に係る維持管理に必要な予算・人員を確保する。
- 6) 日本国内の銀行における銀行口座の開設(B/A)の手数料を負担し、調達代理業務契約締結(A/A)を行う。
- 7) 輸入資材に対し、免税手続きを行う。
- 8) 本計画に係る契約に基づき提供される役務、機材に対し、ニジェール国において課せられる関税・国内税およびその他財政的な義務を免除する。
- 9) 建設工事モニタリングに係りニジェール側で必要となる経費などを負担する。
- 10) ソフトコンポーネントに係りニジェール側で必要となる経費などを負担する。

資料－５ 事業事前評価表（概略設計時）

<p><b>1. 案件名</b></p>
<p>ニジェール共和国マラディ州・ザンデール州小学校教室建設計画</p>
<p><b>2. 要請の背景(協力の必要性・位置づけ)</b></p>
<p><b>(1) 当該国への協力の必要性・妥当性</b></p> <p>ニジェール共和国（「二」国）は人間開発指数（UNDP）177 か国中 177 位（2005 年）の世界最貧国の一つである。経済指数(0.35)、平均余命指数(0.35)に対し、教育指数(0.18)はとりわけ低く、「二」国の開発における脆弱性は教育開発の遅れに象徴されるとも言える。</p> <p>「二」国は教育を経済／社会開発政策の優先事項の一つとしているが、同国の教育セクター、特に初等教育は低就学率（52.4%：2004/05）、就学率の地域による不均衡（ニアメ都市区：約 100%、ザンデール州：41.4%）、就学率の性別による不均衡（女子：42.8%、男子：61.9%）等の問題を抱えている。</p> <p>このような問題を解決するため、「二」国は 1998 年に施行された「教育基本法」に基づいて、関連ドナーとの協議のもとに「教育開発 10 カ年計画（PDDE・2003-2013）」を策定した。PDDE では、初等教育に関しては①アクセス向上、②質の確保、③組織・制度改善を 3 大目標として取組んでいる。</p> <p>特に、基礎教育分野については、①を通じて 2013 年には就学率を 91%まで向上させることを目標に教室建設・改修に取り組んでいる。また、「二」国政府も 2001 年以来、1,000 教室/年を目指した大統領特別プログラムを推進して教室建設に努めてきた。</p> <p>しかしながら、元来の教室数の少なさに加えて、急速な人口増加(3.2%)に伴って増え続ける学齢児童数に、必要とされる教室整備が追いついていない状況である。</p> <p>現存教室の約 1/4 は地域住民の建設等による藁小屋教室等の仮設校舎で、恒久的な施設への建替えが求められている。特に、今回の要請地域であるマラディ州とザンデール州は、首都圏ニアメ特別区に次ぐ第 2・第 3 に多くの人口を抱える州でありながらも就学率が低く、また、建替えが必要とされる教室の割合が最も高い（ザンデール州 1,937 教室、マラディ州 2,066 教室）地域である。</p> <p>本プロジェクトは「教育開発 10 カ年計画」の活動計画の中で、この中で、就学率の拡大の具体的行動である 19,485 教室の建設と 6,701 教室の改修の一部を構成するものである。</p> <p>マラディ州・ザンデール州の小学校において、小学校の藁小屋教室の堅固な教室への建替え(一部の学校での教室増設を含む)および便所を建設することにより、適切な学校運営を可能なものとし、衛生的な学習環境の向上を目指す。</p> <p>上位目標は「マラディ州およびザンデール州において、初等教育の教育環境が改善される」ことであり、プロジェクト目標は「対象校における教育環境が改善される」ことである。</p>
<p><b>3. プロジェクト全体計画概要</b></p>
<p><b>(1) プロジェクト全体計画の目標(裨益対象の範囲および規模)</b></p> <p>プロジェクト目標はマラディ州およびザンデール州の計画対象校 79 校（マラディ州：66 校、ザンデール州：33 校）において初等教育の学習環境が改善されることであり、直接裨益対象は両州の対象校の生徒約 21,300 人（2009 年）である。</p> <p><b>(2) プロジェクト全体計画の成果</b></p> <p>対象校 79 校に学校施設等が整備され、マラディ州およびザンデール州の対象学校の学習環境改善に資する。</p> <p><b>(3) プロジェクト全体計画の主要活動</b></p> <p>①対象校において堅固な教室及び便所が建設され、教室家具が整備される。</p> <p>②協力対象校において学校運営委員会が活性化される。</p> <p>③対象校において教職員が配置され、学校施設等の効果的な運用が行われる。</p>

<p><b>(4) 投入(インプット)</b></p> <p>1) 日本側 (=本案件) : 無償資金協力10.18億円</p> <p>2) 「ニ」国側</p> <p>①必要な教職員の配置</p> <p>②本無償資金協力案件対象施設の維持管理経費: 約3.4百万円/年</p> <p><b>(5) 実施体制</b></p> <p>主官官庁及び実施機関: 基礎教育・識字省 (調査・計画局およびインフラ・整備局)</p>											
<p><b>4. 無償資金協力案件の内容</b></p>											
<p><b>(1) サイト</b></p> <p>ニジェール国マラディ州の7県およびザンデール州の6県の小学校79校</p> <p><b>(2) 概要</b></p> <p>① マラディ州およびザンデール州の対象校79校における284教室および便所(277便房)の建設、教室家具の調達</p> <p>② マラディ州における施設の維持管理に係る技術指導</p> <p><b>(3) 相手国負担事項</b></p> <p>① 案件の実施にあたって、施設の建設に必要な土地を確保すること。</p> <p>② その他、状況に応じて、日本の調査によって必要と認められた場合には、用地の整地、および用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。</p> <p><b>(4) 概略事業費</b></p> <p>概略事業費 10.194 億円 (無償資金協力 10.18 億円、ニジェール国側負担 0.014 億円)</p> <p><b>(5) 工期</b></p> <p>現地調査・詳細設計、入札期間を含め約29ヶ月(予定)</p> <p><b>(6) 貧困、ジェンダー、環境および社会面の配慮</b></p> <p>特に、なし。</p>											
<p><b>5. 外部要因リスク (プロジェクト全体計画の目標達成に関して)</b></p> <p>「ニ」国内の政情・治安が悪化しない。</p>											
<p><b>6. 過去の類似案件からの教訓</b></p> <p>類似案件なし。</p>											
<p><b>7. プロジェクト全体計画の事後評価に係る提案</b></p>											
<p><b>(1) プロジェクト全体計画の目標達成を示す成果指標</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>2007年(実施前)</th> <th>2009年(実施後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象校における受入可能生徒数</td> <td>9,800人</td> <td>24,000人</td> </tr> <tr> <td>対象校における便房数</td> <td>160便房</td> <td>437便房</td> </tr> </tbody> </table>			項目	2007年(実施前)	2009年(実施後)	対象校における受入可能生徒数	9,800人	24,000人	対象校における便房数	160便房	437便房
項目	2007年(実施前)	2009年(実施後)									
対象校における受入可能生徒数	9,800人	24,000人									
対象校における便房数	160便房	437便房									
<p><b>(2) その他の成果指標</b></p> <p>なし</p> <p><b>(3) 評価のタイミング</b></p> <p>事業終了時 (2009年) 以降 (協力対象施設竣工後)</p>											

## ソフトコンポーネント計画書

### (1) ソフトコンポーネントを計画する背景

#### 1) 背景

「ニ」国の教育省省令（2003年5月）により、学校運営委員会（COGES）には「学校を建設する場合の、土地の鑑定に参加する権限」、「学校施設の建設作業の監視をする権限」、および「学校施設の使用にかかる予防的な処置（維持管理）を保証する役割」の大きく3つの権限と役割が与えられている。

しかしながら、学校施設の維持管理に対する COGES 支援のための政府の予算措置、あるいは具体的な方策は全く進んでおらず、父母たちは毎年の藁葺き校舎の建設や学用品の購入等の負担にも追われる中、さらに維持管理の責任まで担わざるを得ない状況に置かれている。

また、現在 COGES 支援を行うドナーには日本を始め世銀、UNICEF、EU、AFD（フランス）などがあるが、日本がタウア州およびザンデル州の一部で実施する技術協力プロジェクト「みんなの学校プロジェクト」以外は、COGES が自主的・自立的に活動することを目的とした組織強化のためのプログラムは含まれていない。

その一方で、今回の新方式（コミュニティ開発支援無償）で建設される施設は、低コスト化による大幅な建設教室数の増加は見込めるが、従来方式よりも建設後の維持管理にかかるコストが増加することが予想される。このため、学校施設の運営・維持管理にかかる負荷を貧困住民のみに負わさない行政・住民を一体化させたシステム作りが不可欠である。

また、維持管理費を住民より集金することのみに焦点を当てるのではなく、学校施設を適切かつ丁寧に使用することで修理費を最小限に抑える“予防的な維持管理（プロベントティブ・メンテナンス）”にかかる意識を高めるような工夫が必要である。

この他、現地調査では過去に日本が建設したトイレが十分に活用されていない事例が散見された。今回の対象地域にはトイレが全くない村落部も含まれていることから、親から子どもへの衛生指導は難しい状況にある。このため、啓発活動を通じて生徒たちに直接指導していくことも重要である。

#### 2) 学校施設の維持管理と施設の適切な利用にかかる課題の整理

以下に、学校施設の維持管理と施設の適切な利用にかかる課題を6点示す。

課題1 学校施設の維持管理に関する責任と権利は住民に委譲されたが、住民に対する行政側の支援体制の構築や具体的な支援策の提示は行われていない
地方分権化の流れを受け、学校施設の維持管理に関する責任と権利は地域住民に委譲された。本来であれば引き続き住民に対する行政側の維持管理支援策が明確にされるべきであるが、実際には行政側の維持管理体制は不明確なままである。このままでは、行政が行うべき住民支援が行われず、学校施設の維持管理が住民のみの負担となり、持続的な住民参加が困難となる可能性がある。 → 地方行政組織との連携を図るとともに、維持管理（特に、大規模な修理）にかかる役割分担を明確にすることで地域住民のみに負担をかけることのない仕組みづくりが必要である。

課題2	工事段階のソフトとハードの連携は法令に規定されているが、具体的な取り組みは行われていない
	<p>他ドナーや NGO による学校建設案件の経験によると、ハード（建設）部門のプロセスにおいても地域住民の役割を明確化し、適宜住民の巻き込みを図る方がより維持管理にかかる成果が得られるという結果が出ているものの、これらの取り組みは普及していない。</p> <p>→ 建設部分の工程において、住民の役割（特に、COGES の監督等の権限等）を明確化し、建設業者に対しても同様に説明する必要がある。同時に、建設工事の過程や施設の仕組みについて住民に理解されるような取り組みが必要である。</p>
課題3	対象2州のうち、マラディ州では COGES 政策の進捗が遅れており維持管理体制確立のための受け皿となる
	<p>ザンデル州については、技プロ「みんなの学校」の成果によって機能する COGES が設置されつつあり、今後も拡大していく予定であるが、マラディ州については COGES 政策の進捗が遅れており、機能する COGES は殆ど存在しない。また、COGES 担当官の能力も低く、COGES の役割に対する正確な理解も不足している。</p> <p>→ COGES 政策が遅れているマラディ州において COGES 設置に対する支援から指導を行う必要がある。</p>
課題4	住民は、COGES が学校施設の維持管理に対する責任と権利を有していることを正しく認識しておらず、また COGES が行うべき活動としても重視していない
	<p>建設された学校施設の維持管理を担うべき COGES は、COGES 政策の進展とともに、今後も強化されていく方向にある。しかしながら、住民は COGES に維持管理に係る責任や役割が課せられてことを正確に理解していない。また、COGES は学校施設の維持管理のみを目的とした組織ではないため、維持管理に対する活動に住民の関心が向けられていない。</p> <p>→ 建設された学校施設が COGES および地域住民によって持続的に維持管理されるよう適切な啓発活動などが必要である。</p>
課題5	トイレを使用することが習慣化されていない
	<p>学校のトイレの使用が生徒達に正しく習慣化されていない。本対象地域ではトイレの絶対数が極めて少ないことから、使用習慣ならびに管理方法に関する基本的な情報が不足している。</p> <p>→ 既存のマニュアルなどを活用し、学校関係者だけでなく、父母および地域全体にも正しい理解と継続的な支援が必要である。</p>
課題6	新方式で建設される施設は、従来方式よりも維持管理コストが増加する可能性がある
	<p>新方式で建設される施設は、建設教室数が多くなるメリットがある一方で、設計・仕様を現地水準と同様にしたことから従来以上に継続的な維持管理が必要になることが予想される。このため、学校施設の運営・維持管理にかかる負荷が、従来方式よりも住民に多くかかることが予想される。</p> <p>→ 維持管理にかかる住民負担費を少しでも軽減できるよう、住民の組織強化だけでなく、施設を丁寧に使用することや、破損などが軽微なうちに修理を行うことなどで、維持管理費そのものを抑制するような工夫を住民に提示していく必要がある。</p>

### 3) ソフトコンポーネントの必要性に対する判断と対象範囲

建設された学校施設を住民が維持管理するための組織（COGES）は存在するものの、COGES による学校施設の維持管理については、具体的な基本方針・方法および行政との役割分担などについて明確な提示がされていない。他ドナーにおいても COGES 政策との整合性を取りつつ、独自の手法を模索している状況である。

このため、本件協力による建設施設についても、引き渡し後は、修繕費の負担など、維持管理が住民に過度な負担となる可能性が懸念され、住民自身だけで自主的に維持管理を行っていくことは困難と判断される。

また、学校施設の衛生環境の維持にはトイレの併設が不可欠であるが、トイレ習慣のない地域への導入であるため、児童はトイレの使用方法に関する知識がなく、適切な指導がなければトイレが使用されない可能性が高い。

以上のことから、「建設された学校施設が持続的に維持管理されること」、および「併設する便所が子どもたちによって適切に利用されること」を目的とした、維持管理と衛生教育のための COGES の能力強化のためのソフトコンポーネントの導入が不可欠である

なお、ソフトコンポーネントによる協力範囲はマラディ州のみとし、ザンデール州は対象に含めないこととする。ザンデール州では、JICA の技術協力プロジェクト「みんなの学校プロジェクト」が活動を行っており、今後も COGES の組織強化にかかる活動規模を同州で広げていくことが期待されるためである。ただし、技プロおよびソフトコンポーネント関係者との間で定期的な意見交換を行い、双方のグッドプラクティスを共有していくことが望ましいため、連携を目指した活動を計画する。

#### 4) ソフトコンポーネント計画を展開するうえでの留意点

ソフトコンポーネントによる協力の目的は、学校施設の維持管理および施設の適切な使用を「ニ」国自身の自助努力により持続的に行っていくための道筋を示すことにある。このため、ソフトコンポーネントの実施期間中は NGO を通じた質の高い技術支援を提供し、特に住民への啓発活動および地方行政官との連携活動に力を入れることとする。また、ソフトコンポーネント活動の終了後に住民がスムーズに自立した活動へと結び付けられるよう、各活動時に策定する啓発教材やモジュール類については、住民自身が理解し易く、かつ簡易に利用できるものとし、活動の継続性を最優先に考えることとする。さらに、事業完了時に継続すべき活動を示すものとして策定される活動ガイドラインは、この内容が住民および地方行政官に正しく認識されるよう十分に留意することとする。

### (2) ソフトコンポーネントの目標

ソフトコンポーネントの目標を、下記のとおり定める。また、目標、成果、および課題の関係を示した目標体系図を図-1 に示す。

#### 1) ソフトコンポーネント終了時の目標

- ① マラディ州において建設された学校施設の維持管理が持続的に実施されるよう、学校施設の維持管理体制を改善する。
- ② マラディ州の学校に併設されたトイレが生徒達によって適切に利用されるよう、衛生指導を実施するための体制を整備する。

#### 2) ソフトコンポーネント終了後に達成が期待される目標

- ① COGES を中心とする地域住民と地方行政との協力を通じ、マラディ州に建設された学校施設が持続的に維持管理される。
- ② 地域住民の協力のもとで、マラディ州の学校に併設されたトイレを生徒達が衛生的に利用する。

### (3) ソフトコンポーネントの成果

ソフトコンポーネントの成果を下記のとおり定める。

- 成果 1** : マラディ州の地方行政組織（州教育局、県視学官事務所および市役所）と住民との間において、学校施設の維持管理に対する役割分担と連絡体制が確立される。

- 成果 2 : マラディ州の対象校において、COGES が学校施設の維持管理の重要性を認識し、COGES 主体による活動計画の策定と、活動実施が行われる。
- 成果 3 : マラディ州の対象校において、トイレの使用と管理にかかる啓発活動が住民および生徒主体により行われ、実践される。
- 成果 4 : ソフコン事業終了後に活動を継続するための活動ガイドラインが策定される。

目標、成果、および課題の関係を示した目標体系図を、次に示す。

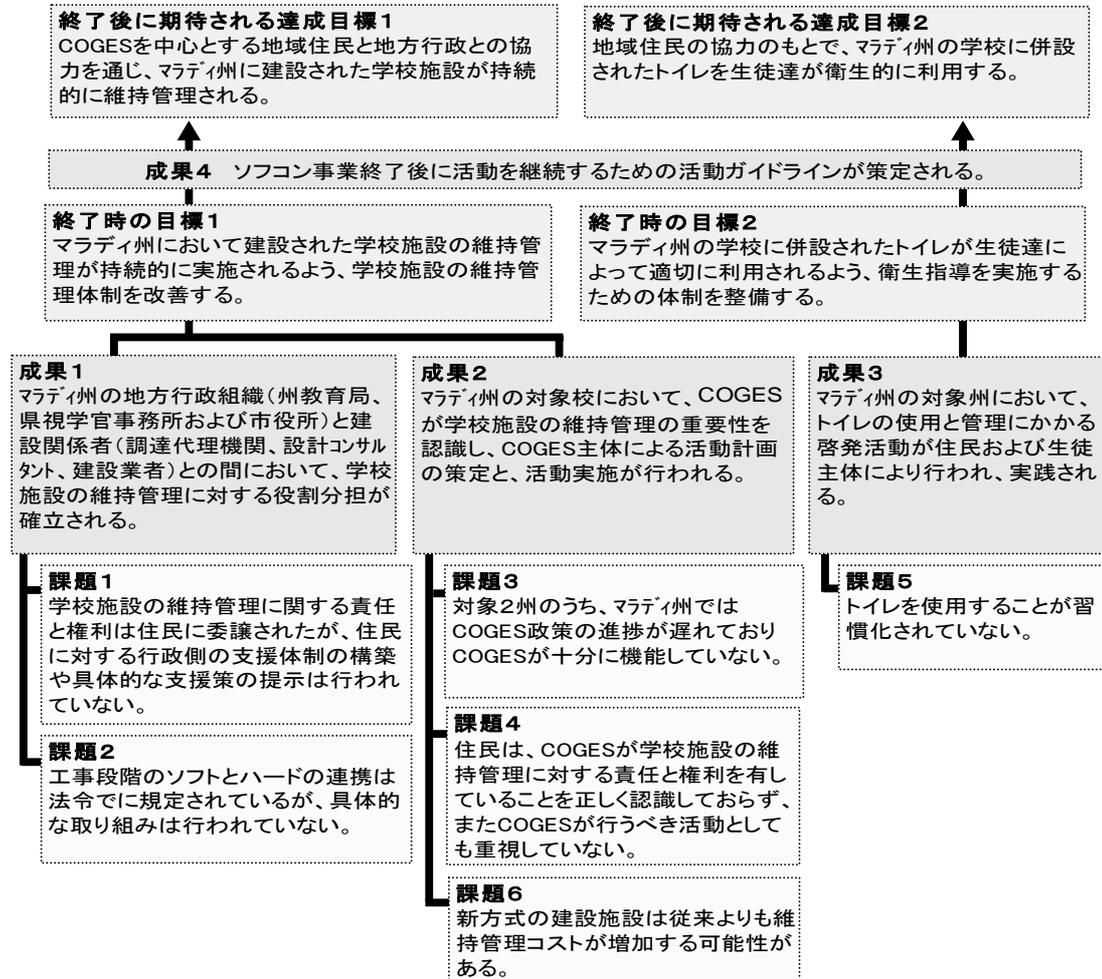


図-1 ソフトコンポーネントの目標体系図

#### (4) 成果達成度の確認方法

上記のソフトコンポーネントの成果 1～4 を確認する方法および指標を、以下に示す。

成果 1 : マラディ州の地方行政組織(州教育局、県視学官事務所および市役所)と建設関係者(調達代理機関、設計コンサルタント、建設業者)との間において、学校施設の維持管理に対する役割分担と連絡体制が確立される。	
指標 :	確認方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政側の学校施設の維持管理に対する現状が明らかになったか。</li> <li>・ 学校施設の維持管理に対する連絡体制が構築されたか。</li> <li>・ 建設業者に対する啓発教材が作成され、説明会が実施されたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理に対する「現状把握調査」結果報告書</li> <li>・ 各学校のベースライン調査結果</li> <li>・ 学校施設の維持管理にかかる連絡体制一覧表</li> <li>・ 建設業者向け啓発教材</li> <li>・ 建設業者向け説明会出席者リスト</li> </ul>

<b>成果 2 :</b> マラディ州の対象校において、COGES が学校施設の維持管理の重要性を認識し、COGES 主体による活動計画の策定と、活動実施が行われる。	
<b>指標 :</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• COGES 担当官 7 名に対する研修が実施されたか。</li> <li>• 対象校の校長に対する研修が実施されたか。</li> <li>• 対象校の住民が COGES を再組織し、代表担当者を選出したか。</li> <li>• COGES 維持管理担当に対する研修が実施されたか。</li> <li>• COGES が施設の維持管理を含めた学校活動計画を策定したか。</li> <li>• 建設工事前と後に COGES、行政、業者の間で協定書が締結されたか。</li> <li>• COGES により工事プロセスのモニタリングが実施されたか。</li> </ul>	<b>確認方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• COGES 担当官向け研修の出席者リスト</li> <li>• 校長向け研修の出席者リスト</li> <li>• COGES 代表者および維持管理担当者向け研修の出席者リスト</li> <li>• 維持管理研修用の啓発教材</li> <li>• 各学校の COGES メンバーリスト</li> <li>• 各学校の学校活動計画</li> <li>• 各学校の協定書</li> <li>• 各学校のモニタリングシート</li> </ul>
<b>成果 3 :</b> マラディ州の対象校において、トイレの使用と管理にかかる啓発活動が住民および生徒主体により行われ、実践される。	
<b>指標 :</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• COGES 学校衛生担当に対する研修が実施されたか。</li> <li>• COGES がトイレの適切な使用にかかる活動を含めた学校活動計画を策定したか。</li> <li>• 児童が学校衛生クラブを結成したか。</li> </ul>	<b>確認方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• COGES 学校衛生担当向け研修の出席者リスト</li> <li>• 学校衛生研修用の啓発教材</li> <li>• 各学校の学校活動計画</li> <li>• 各学校の学校衛生クラブの結成リスト</li> </ul>
<b>成果 4 :</b> ソフコン事業終了後に活動を継続するための活動ガイドラインが策定される	
<b>指標 :</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• COGES 担当官により各学校の評価が実施されたか。</li> <li>• 活動ガイドラインが策定されたか。</li> </ul>	<b>確認方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 評価結果報告書</li> <li>• 活動ガイドライン</li> </ul>

なお、成果達成のための基本方針は、以下のとおりである。

- ① 学校建設に関するすべてのステークホルダーが、ソフトコンポーネント計画の内容と意義を正しく理解し、共通認識されることを目指す。特に、ハード部門とソフト部門との連携には留意する。
- ② 無償資金協力による施設建設に係るソフトコンポーネントの性質から判断し、地方行政官（県 COGES 担当官など）のキャパシティ向上にかかる直接的な活動は最小限に留める一方で、各学校レベルへの実施期間中の支援は可能な限り手厚い形で実施する。その際、県 COGES 担当官を活動に同行させ、活動に対する理解力と実行力が高め、深められるよう十分に配慮する。また、様々な活動が住民の理解なく実施されることのないよう配慮しながら、住民の主体性を引き出せるようなアプローチを模索する。
- ③ 維持管理活動のみならず、衛生活動については学校関係者に加え、地域全体の協力と理解を得ることにも配慮する。また、啓発教材については、日本および他ドナーが作成したものを有効に活用する。
- ④ 実施期間中は現地 NGO を最大限に活用し、各学校に対する啓発活動の質やフォローアップの回数に差が出ないように配慮する。
- ⑤ COGES の再組織化については、我が国による協力の一貫性を保つために、技術協力プロジェクト通称“みんなの学校プロジェクト”で開発されたミニмумパッケージを参考とするが、同パッケージの内容をすべて実施するのではなく、本計画に必要とされる部分を一部活用するに留める。特に、学校活動計画の作成、および県 COGES 担当官への研修やモニタリングシステムの構築については本計画の投入に合わせた形で実施する。

(5) ソフトコンポーネントの活動（投入計画）

1) 各成果に対する活動内容

成果1：学校施設の維持管理に対する役割分担と連絡体制の確立

活動内容	実施主体			
	ソフトコン 管理者 本邦・ 現地 (JICS)	NGO	州・県 COGES 担当官	COGES 地域住民 先生・ 生徒
<b>1-1 ソフトコンポーネント委員会の設立</b>				
① マラディ州ソフトコンポーネント委員会の設立 (参加者：教育省 COGES 推進室州教育局、県視学官事務所、 JICS、NGO、)	○	◎	○	
<b>1-2 学校維持管理にかかる連絡体制と責任体制の構築</b>				
① マラディ州の維持管理体制の現状把握（4日間）および 各学校のベースライン調査（10日間）を実施する。	○	◎		
② マラディ州の維持管理体制の構築 (構成メンバー：JICS、地方行政組織（州教育局、県視学官事 務所および市役所）、および住民	○	◎	○	○
③ COGES との連携にかかる建設業者向け説明資料を作成する。 (2日間) (第2年次は、必要に応じて改定作業を行う)	○	◎		
④ 建設関係者に対するソフトコンポーネント計画の説明と建設 工事における COGES の役割にかかる説明	○	◎		

成果2：全対象校における学校施設の維持管理活動の導入と活動の実践

<b>2-1 マラディ州における COGES の設置 (技プロのミニマムパッケージモデルを一部活用)</b>				
① マラディ州県視学官事務所 COGES 担当官に対する研修を行 う。(2日間、講師は NGO)	○	◎		
② マラディ州各学校の校長に対する研修を行う。 (県単位で1日間実施、講師は COGES 担当官および NGO)	○	◎	○	
③ マラディ州各学校において民主的な選挙を通じて COGES を再 組織する。また、代表3名、維持管理担当2名、学校衛生担当 2名を選出する。	○	◎	○	○
④ 各学校の再組織化のための支援を行う。(住民主体によって実 施される選挙方法の再確認、維持管理担当、学校衛生担当の役 割が正しく住民間に伝えられているかなどの確認)	○	◎	○	
⑤ マラディ州各学校の COGES 代表3名に対する学校活動計画策 定のための研修を行う。(各学校において実施、研修期間は2 日間、講師は COGES 担当官および NGO)	○	◎	○	○
⑥ 各学校において学校活動計画の策定を行う。		◎	○	○
⑦ 各学校の学校活動計画の策定支援を行う。	○	◎	○	
<b>2-2 施設維持管理研修の実施</b>				
① 維持管理研修にかかる準備、および啓発教材とガイドライン (住民向け)を作成する。(10日間) (第2年次は、必要に応じて改定作業を行う)	○	◎		
② マラディ州対象校における学校維持管理活動の策定、および COGES による工事のモニタリング機能強化のための研修を行 う。(各学校において実施、研修期間は2日間)	○	◎	○	○
③ 工事開始時に工事プロセスのモニタリングと引渡しまでの COGES の準備活動を確認するための協定書の締結を行う。 (協定書への署名：COGES、業者、行政、NGO、JICS)	○	◎	○	○
④ 施設の引渡し時に維持管理の実施や教室やトレイ用の水確保 を約束するため協定書の締結(協定書への署名：COGES、行 政、NGO、JICS)	○	◎	○	
⑤ 各学校の維持管理活動の支援を行う。	○	◎	○	

成果3：全対象校におけるトイルの使用と管理にかかる啓発活動の実施と実践

活動内容	実施主体			
	ソフトコン 管理者 本邦・ 現地 (JICS)	NGO	州・県 COGES 担当官	COGES 地域住民 先生・ 生徒
<b>3-1 学校衛生教育研修の実施</b>				
① 学校衛生教育にかかる啓発教材とガイドライン（住民・教員向け、および生徒向け）を作成する。（10日間） （第2年次は、必要に応じて改定作業を行う）	○	◎		
② マラディ州対象校における学校衛生教育（主としてトイル指導の啓発方法）のための研修 （各学校において実施、研修期間は1日間）	○	◎	○	○
③ 各学校において学校衛生活動が開始される。 （生徒たちによる学校衛生クラブの結成、住民間の啓発活動の実施など）	○	◎	○	○
④ 各学校の学校衛生活動の支援を行う。		◎	○	

成果4：成果2と成果3の活動促進のための活動フォローアップとモニタリング活動

<b>4-1 各活動のフォローアップ</b>				
① 各学校の学校活動計画の策定支援を行う（項目2-1の⑦）。 （各学校の学校活動計画の策定支援、1校/回）	○	◎	○	
② 各学校の維持管理活動の支援を行う（項目2-2の⑤）。 （各学校の維持管理活動の支援、1校/回）	○	◎	○	
③ 各学校の学校衛生活動の支援を行う（項目3-1の④）。 （各学校の学校衛生活動の支援、1校/回）	○	◎	○	
<b>4-2 行政官主導によるモニタリング</b>				
① 県COGES担当がモニタリングを目的として、各学校を巡回する。（4校/月）		○	◎	

成果5：活動に対する評価と活動ガイドラインの策定

<b>5-1 評価および活動ガイドライン策定</b>				
① 評価の質問表を作成する。	○	◎		
② 県COGES担当が最終評価調査を実施する。	○	◎	○	
③ 評価分析作業を行う。	○	◎		
④ 活動ガイドラインの策定する。 （ただし、第2年次はガイドラインの改定作業を行う）	○	◎		

注) ◎：実施責任者、○：実施支援者

2) ソフトコンポーネントの実施体制

ソフトコンポーネントの実施については、類似経験が豊富な現地NGOを選定し、委託することが望ましい。ただし、過去にニジュールにおいて実施してきたソフトコンポーネント案件からの経験、地方行政組織と現地NGOの実施能力、およびサイトの地理的・社会経済条件等を総合的に判断した場合、ソフトコンポーネント事業を専属的に管理し、かつ現地NGOを適切に指導できる本邦人材の投入が必要と判断される。特に、「ソフトコンポーネント委員会」の設置、建設関係者への説明会、および各研修の啓発教材の作成などは現地NGOの責任範囲と能力範囲を超えており、限られた期間内で成果を確実に出していくためには、適切なタイミングで専門性を備えた本邦人材を投入していくことが不可欠である。

また、今回のソフトコンポーネント計画では、ソフトコンポーネント事業終了後も各学校の住民が持続的な努力を続けられるかにかかっている。このため、ソフトコンポーネント事業の実施期間中は少しでも質の高い研修やフォローアップ活動の提供が不可欠である。このため、本邦人材が投入されていない期間は、現地 NGO を第三者的な立場で管理する人材を必要最低限投入する。下図にソフトコンポーネントを実施する場合の体制を示す。

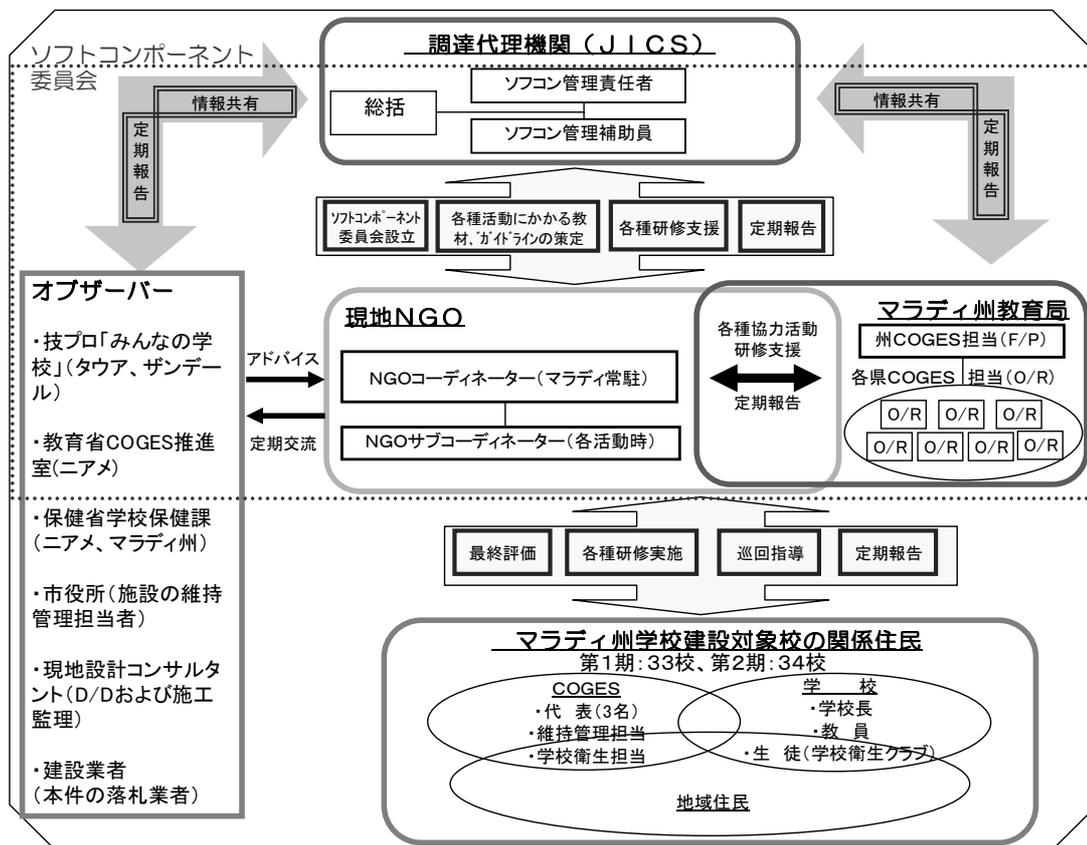


図-2 ソフトコンポーネントの実施体制

### 3) 各ステークホルダーの役割

上記のソフトコンポーネントの実施体制を構成する各ステークホルダーの役割を以下に示す。

◎ : 学校施設の維持管理にかかる連絡委員会のメンバー ● : ソフトコンポーネント委員会のメンバー

実施体制	主な役割
<b>1. 調達代理機関 (JICS)</b>	
◎ ● 1-1 ソフトコンポーネント管理責任者 (本邦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地 NGO の選定から契約までにかかる支援業務</li> <li>ソフトコンポーネント事業の運営体制の確立</li> <li>現地 NGO に対するソフトコンポーネント事業に対する説明と技術指導</li> <li>現地 NGO の活動状況の進捗管理と技術管理</li> <li>啓発教材やモジュールなどの作成にかかる監修</li> </ul>
◎ ● 1-2 ソフトコンポーネント管理補助員 (現地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦ソフトコン管理員が不在の間、第三者的な立場において現地 NGO を管理、指導</li> </ul>

	<p>(求められる能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似案件に参加した経験（8年以上）</li> <li>・責任者としてプロジェクトの運営および調整業務を行った経験</li> <li>・資金管理にかかる業務を主導的な立場で行った経験</li> <li>・類似業務における教材作成に携わった経験</li> <li>・住民への啓発活動を行った経験</li> <li>・行政官を対象とした研修講師を行った経験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦ソフコン管理員への定期報告</li> <li>・現地 NGO の活動成果に対する品質チェック</li> <li>・研修実施時の補助業務</li> </ul>
<b>2. 現地 NGO</b>		
◎ ●	<p>2-1 NGO コーディネーター（マラディ常駐）</p> <p>(求められる能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似案件に参加した経験（2年以上）</li> <li>・プロジェクト全体において調整業務を行った経験</li> <li>・資金管理および資金管理計画を行った経験</li> <li>・教材作成に携わった経験</li> <li>・住民への啓発活動を行った経験</li> <li>・行政官を対象とした研修講師を行った経験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動資金の管理</li> <li>・ソフコン計画書に基づいた活動詳細計画の策定</li> <li>・活動全体のコーディネーション</li> <li>・ソフコン委員会の立上げと運営管理</li> <li>・維持管理の現状把握と各学校のベースライン調査の実施</li> <li>・各活動の実施責任と結果報告</li> <li>・啓発教材やモジュールなどの作成</li> <li>・地方行政官への技術指導と支援</li> <li>・住民への直接的な指導と支援</li> <li>・ソフコン管理員および管理補助員への定期報告</li> </ul>
	<p>2-2 NGO アニメーター（各活動時）</p> <p>(求められる能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似案件に参加した経験（5年以上）</li> <li>・高い専門技術（教材作成、研修講師、啓発活動など）を有し、所属する組織において指導的な立場をにあるもの</li> <li>・住民への直接的な啓発活動を行った経験</li> <li>・行政官を対象とした研修講師を行った経験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な技術による各活動の実施（教材作成、研修講師、啓発活動など）</li> <li>・研修実施時の講師</li> <li>・地方行政官への技術指導と支援</li> <li>・住民への直接的な指導と支援</li> <li>・コーディネーターへのアドバイス</li> <li>・コーディネーターに対する活動時の報告</li> </ul>
<b>3. マラディ州教育局</b>		
◎ ●	3-1 州 COGES 担当（フォーカスポイント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトコンポーネント委員会への参加</li> <li>・研修への参加</li> <li>・県 COGES 担当官への指導</li> <li>・各活動のモニタリング</li> <li>・NGO への報告</li> </ul>
◎ ●	3-2 県 COGES 担当官（O/R）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加</li> <li>・NGO との共同作業</li> <li>・住民に対する研修講師</li> <li>・各学校のモニタリング</li> <li>・NGO への定期報告</li> </ul>
<b>4. 住民と学校</b>		
	4-1 学校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加</li> <li>・COGES に対する指導と支援</li> <li>・生徒（学校衛生クラブ）に対する指導と支援</li> </ul>
	4-2 COGES 代表 3 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加</li> <li>・住民への説明と住民間の啓発活動の実施</li> <li>・学校活動計画の策定と報告</li> </ul>
◎	4-3 COGES 維持管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加</li> <li>・具体的な維持管理活動の提示と報告</li> <li>・住民への説明と住民間の啓発活動の実施</li> </ul>
◎	4-4 COGES 学校衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加</li> <li>・具体的な学校衛生活動の提示と報告</li> <li>・住民への説明と住民間の啓発活動の実施</li> </ul>
	4-5 生徒（学校衛生クラブ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校衛生クラブの結成</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画の策定</li> <li>・生徒間の啓発活動の実施</li> <li>・指導教官への報告</li> </ul>
<b>5. オブザーバー</b>		
	5-1 技術プロジェクト「みんなの学校」 (7A7、7A7-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトコン管理者および NGO へのアドバイス</li> <li>・ミニマムパッケージにかかるモジュールの提示</li> <li>・ソフトコンとの定期交流</li> </ul>
◎ ●	5-2 教育省 COGES 推進室(7A7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトコンポーネント委員会への参加</li> <li>・施設の維持管理体制の構築にかかるアドバイス</li> <li>・ソフトコン管理者および NGO へのアドバイス</li> </ul>
	5-3 保健省学校保健課 (7A7、7A7-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトコン管理者および NGO へのアドバイス</li> <li>・学校衛生にかかるノウハウの提示</li> </ul>
◎	5-4 市役所 (施設の維持管理担当者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加</li> <li>・学校施設の維持管理にかかる現状調査の支援</li> <li>・施設の維持管理体制の構築に係るアドバイスと支援</li> <li>・COGES 維持管理担当への指導と支援</li> </ul>
◎	5-5 現地設計コンサルタント (D/D および施工監理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加</li> <li>・学校施設の維持管理にかかる現状調査の支援</li> <li>・施設の維持管理体制の構築に係るアドバイスと支援</li> <li>・建設業者に対する指導</li> </ul>
◎	5-6 建設業者 (本件の落札業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加</li> <li>・COGES との連携</li> <li>・NGO への定期報告</li> </ul>

## (6) ソフトコンポーネントの実施リソースの調達方法

### 1) ソフトコンポーネント管理責任者 (本邦)

本ソフトコンポーネント業務では、類似業務経験を有する現地 NGO を選定し、業務を委託することになっているが、「ニ」国の現地 NGO の多くは、ドナーが実施管理するプロジェクトにおいて一部の業務を補助的に実施するに留まっている。このため、ソフトコンポーネント管理責任者 (本邦) には、現地 NGO を適宜指導し、ソフトコンポーネント事業が本計画書に基づき円滑に運営されるよう常に進捗管理することが求められる。また、啓発教材の作成や各学校で実施される研修などが本計画書に沿って行われているかを検査確認するとともに、必要に応じて現地 NGO に対する技術指導を的確に行える能力が求められる。以上のことを考慮して、管理責任者 (本邦) を選定することが望まれる。

### 2) NGO

本ソフトコンポーネント計画書に基づき、ソフトコンポーネント事業を適切に実施するためには、類似業務での経験が豊富な現地 NGO を選定し、業務の委託を行う必要がある。また、ソフトコンポーネント事業の終了後にも住民主体により活動が継続されるためには、ソフトコンポーネント実施期間中に少しでも質の高い研修やフォローアップ活動を提供していくことが重要である。この点を十分に踏まえ、現地 NGO の選定方法を「ニ」国政府と協議のうえ、決定する必要がある。

本計画書を実施するために必要な現地 NGO の選定基準は、以下のとおりである。

- ・ 過去 3 年間の決算書の提出が可能である。
- ・ 銀行との良好な取引状態にある。
- ・ 過去 3 年以内に日本、または他ドナー・国際機関から業務を受託した経験がある（推薦状があることが望ましい）。
- ・ 過去 3 年以内に類似業務での活動経験を行った実績がある（推薦状があることが望ましい）。
- ・ 教育省関係者との人的ネットワークがある。
- ・ マラディ州において活動を行った実績がある。
- ・ 技術プロジェクト“みんなの学校プロジェクト”で開発されたモデル（ミマムパッケージ）を正しく理解し、教材やモジュールの効果的な使用が可能である。
- ・ 行政関係者向け研修において、高いレベルで「講師」を行った経験を有するスタッフが所属している（推薦状があることが望ましい）。
- ・ 住民向け啓発活動において、高いレベルで「アニメーター」を行った経験を有するスタッフが所属している（推薦状があることが望ましい）。
- ・ 住民向け、あるいは児童向けの啓発教材やガイドラインの作成に高いレベルで関った経験を有するスタッフが所属している（推薦状があることが望ましい）。

#### (7) ソフトコンポーネントの実施工程

ソフトコンポーネントは、マラディ州において教室建設を行う全学校を対象とし、建設工事同様に 2 期に分けて実施する。

全体の実施工程を、以下に示す。



## (8) ソフトコンポーネントの成果品

ソフトコンポーネントの成果品を、以下に示す。

### 1) 現状調査結果

- ・ 維持管理に対する「現状把握調査」結果報告書
- ・ 各学校の「ベースライン調査」結果報告書

### 2) 啓発教材類

- ・ 建設業者向け啓発教材
- ・ 維持管理研修用の啓発教材
- ・ 学校衛生研修用の啓発教材

### 3) 研修への出席者リスト

- ・ 各学校の COGES メンバーリスト
- ・ 建設業者向け説明会出席者リスト
- ・ COGES 担当官向け研修の出席者リスト
- ・ 校長向け研修の出席者リスト
- ・ COGES 代表者向け研修の出席者リスト
- ・ COGES 学校衛生担当向け研修の出席者リスト
- ・ 各学校の学校衛生クラブの結成リスト
- ・ COGES 代表者および維持管理担当者向け研修の出席者リスト

### 4) 学校レベルでの活動成果

- ・ 各学校の学校活動計画
- ・ 各学校の協定書
- ・ 各学校のモニタリングシート
- ・ 各学校の学校活動計画

### 5) 活動終了時

- ・ 評価結果報告書
- ・ 活動ガイドライン

## (9) ソフトコンポーネントの概算事業費

本ソフトコンポーネント計画を実施する場合に必要な事業費の総額は 2,760 万円となり、日本と「ニ」国との負担区分に基づく双方の経費内訳は、以下のように見積もられる。

### [日本側負担]

区分	第 1 期	第 2 期	合計
調達代理機関経費	約 1,410 万円		約 1,410 万円
現地 NGO 委託費	約 710 万円 (31,666,415 FCFA)	約 680 万円 (30,625,515 FCFA)	約 1,390 万円 (62,292,230 FCFA)
合 計			約 2,800 万円

### [ニジェール国側負担]

区分	第 1 期	第 2 期	合計
教育省関係者に対する日当・ 宿泊・交通費・謝金	3,487,500 FCFA	3,543,500 FCFA	7,030,500 FCFA

## (10) 相手国実施機関の責務

本計画書では、ソフトコンポーネント終了時の目標として「学校施設の維持管理体制の改善」と「衛生（トイレ）指導を実施するための体制の整備」を掲げている。つまり、ソフトコンポーネントの対象校において、実際に「学校施設の維持管理が行われ」、「トイレが生徒達により衛生的に利用される」ためにはソフトコンポーネント終了後も引き続き活動を継続していくことが求められる。このため、「ニ」国実施機関に対しては事業の実施期間中の協力を求めるとともに、事業の実施後においても継続的に活動を支援していくことが期待される。以下に「ニ」国実施機関に期待する主な責務を示す。

- ・ 事業実施に関係する地方行政官（特に、県視学官事務所の COGES 担当官）が不在となっていないかを確認するとともに、適切な人材が配置されているかも再確認する。
- ・ 事業実施期間中は可能な限り行政関係者が本計画に参加できるよう配慮し、現地 NGO と協力して活動を行う。
- ・ 「学校施設の維持管理に対する役割分担と連絡体制の確立（成果 1）」を目指すには、特に行政側の協力が不可欠となる。このため、事業の開始前までに、現在の体制や規定などを整理し、日本側への情報提供を積極的に行う。
- ・ 成果品として残される啓発教材や活動ガイドラインの内容を正確に把握・管理する担当部署を定め、事業終了後も継続した支援ができるよう配慮する。
- ・ 事業の終了後にも、最低年 3 回は COGES 担当官が対象校を訪問し、活動支援を行えるよう配慮する。
- ・ 技プロ“みんなの学校プロジェクト”と協力し、今回対象としなかったザンデル州についても、啓発教材の配布や活動ガイドラインの指導などの普及を行う。

資料-7 収集資料リスト

番号	資料名(仏)	資料名(和)	形態	オリジナル/ コピー	作成・発行機関(和)	発行時期(和)
1	Statistiques du Ministère de l'Education de Base et de l'Alphabétisation 2004-2005	基礎教育識字省統計 2004-2005	図書 データ	コピー	基礎教育識字省 調査計画局 統計・学校登録課	2005年9月
2	Programme Décennal de Développement de l'Education (PDDE 2003-2013) Composante Qualité	教育開発10ヵ年計画(2003-2013) コンポーネント: 教育の質	データ +図書	オリジナル	基礎教育識字省	2003年8月
3	Programme Décennal de Développement de l'Education (PDDE 2003-2013) Composante: Diagnostic, orientations, objectifs et stratégies	教育開発10ヵ年計画(2003-2013) コンポーネント: 調査、方針、目的及び戦略	図書 データ	オリジナル	基礎教育識字省	2001年12月
4	Programme Décennal de Développement de l'Education (PDDE 2003-2013) Composante: Accès	教育開発10ヵ年計画(2003-2013) コンポーネント: 教育へのアクセス	図書 データ	オリジナル	基礎教育識字省	2003年8月
5	Programme Décennal de Développement de l'Education (PDDE 2003-2013) Plan d'actions	教育開発10ヵ年計画(2003-2013) 行動計画	図書 データ	オリジナル	基礎教育識字省	2003年8月
6	Manuel d'exécution du Programme Décennal de Développement de l'Education de Base (PDDE) version 2003-2004	教育開発10ヵ年計画(2003-2013) 実施マニュアル2003-2004年度版	データ	-	基礎教育識字省 中高等教育・研究・技術省	2004年2月
7	Rapport de rentré scolaire 2005-2006	年間報告書(2005-2006、新学期)	図書	コピー	マラティ州基礎教育識字局 アキエ視学官事務所	2005年12月
8	Rapport de rentré 2005-2006	年間報告書(2005-2006、新学期)	図書	コピー	マラティ州基礎教育識字局 ダコロ視学官事務所	2005年12月
9	Rapport de rentré 2005-2006	年間報告書(2005-2006、新学期)	図書	コピー	マラティ州基礎教育識字局 ギタンルンシ視学官事務所	2005年12月
10	Rapport de rentré scolaire 2005-2006	年間報告書(2005-2006、新学期)	図書	コピー	マラティ州基礎教育識字局 テビリコビール基礎教育視学官事務所	2005年12月
11	Rapport de rentré scolaire 2005-2006	年間報告書(2005-2006、新学期)	図書	コピー	マラティ州基礎教育識字局 マダラ視学官事務所	2005年12月
12	Rapport de rentré 2005-2006	年間報告書(2005-2006、新学期)	図書	コピー	マラティ州基礎教育識字局 マラティ都市地区視学官事務所	2005年12月
13	Rapport de rentré 2005-2006	年間報告書(2005-2006、新学期)	図書	コピー	マラティ州基礎教育識字局 マヤヒ視学官事務所	2005年12月
14	Rapport de rentré 2005-2006	年間報告書(2005-2006、新学期)	図書	コピー	マラティ州基礎教育局 テサウア視学官事務所	2005年12月
15	Rapport de rentré 2005-2006	年間報告書(2005-2006、新学期)	図書	コピー	マラティ州基礎教育識字局 マラティ・フランコアラブ視学官事務所	2005年12月
16	Programme Décennal de Développement de l'Education (PDDE) Programme des activités de la Région de Maradi au titre de l'an 4 (octobre 2006 - septembre 2007)	教育開発10ヵ年計画 PDDE4年次マラティ州活動計画 (2006年10月～2007年9月)	図書	コピー	マラティ州 基礎教育識字局	2006年6月
17	Dossier d'Appel d'offres APPEL D'OFFRES N°: 06 017 NIG/016 Projet NIG/016-PRADEB-Programme régional d'Appui au Développement de l'Education de Base à Dosso Construction d'écoles et de collège ruraux	入札図書 工事契約 入札番号:06 017/NIG016 ドゥッ州基礎教育開発支援地域プログラム 小学校・中学校建設	図書	コピー	ルクセンブルグ協会 基礎教育開発支援地域プログラム	2005年
18	idem (Cahier des Plans)	同上(設計図)	図書	コピー		-
19	Accord Général de Coopération entre le Gouvernement du Grand-Duché de Luxembourg et le Gouvernement de la République du Niger	ルクセンブルグ公国及びニジェール共和国政府間協力に関する一般協定書	図書	コピー	ルクセンブルグ公国政府 及びニジェール共和国政府	2002年12月
20	Arrêté N° 041/05/GV/DRDA/DREBA/DO (入札評価委員会の構成メンバーについての布告)	布告 No.041/05/GV/DRDA/DREBA/DO	図書	コピー	ドゥッ州ドゥッ総督府	2006年10月
21	Terme de Référence (TDR) NIG/016 N° 06 038 Suivi et contrôle des travaux de Construction de 5 collèges ruraux et de 21 écoles primaires (Suivi et contrôle des travaux relatifs à l'AOO BIG/016 06 017	業務詳細(TOR) 資金提供:ルクセンブルク 施主:ドゥッ州基礎教育識字省 事業主:ドゥッ州都市住居地籍調査局 事業主代表:監理建築士: Cabinet ASPAU	図書	コピー	ルクセンブルグ協会 基礎教育開発支援地域	2006年2～3月
22	Département de la Région de Dosso	ドゥッ州地図(ルクセンブルグ協会プロジェクト実施サイト)	地図	コピー	ルクセンブルグ協会 基礎教育開発支援地域プログラム	-

23	Organigramme des projets NIG/015 et NIG/016 Lux Développement	ルケンブルグ協会 NIG/015及びNIG/016プロジェクトにおける関係機関関係図(組織図)	図書	コピー	ルケンブルグ協会 基礎教育開発支援地域プログラム	-
24	Documents Graphiques Fonds d'Investissement des Collectivités Décentralisées (FICOD) Plan d'architectes, plan d'exécution, plan d'électricité, détails	設計図 地方自治体投資基金(FICOD)建築図、実施設計図、電気図、詳細図	図書 (設計図)	コピー	地方自治体投資基金(FICOD) ARCA建築設計事務所	-
25	Dossier d'appel d'offres par compétition ouverte avec publication nationale Construction et équipement de deux classes à Agoor (INGALL) NIGETIP	入札図書 国内公示による公開競争入札アコール(インガル)における2教室建設及び機材調達に係る施工業者対象入札 (施主:受益する地方自治体 施主代理: NIGETIP コンサルタント: ETAG SARL 資金提供: FICOD)	図書	オリジナル	NIGETIP	2005年2月
26	Documents Graphiques Projet Education de Base I Phase II Construction de 450 salles de classe et 230 latrines dans les Ecoles Publiques des Deux Régions de Maradi et de Zinder	設計図 基礎教育プロジェクト第二フェーズマラティ・ザンデル州の公立学校における450教室建設、230便所棟建設計画	図書 (設計図)	コピー	CES-Consulting Engineers Salzgitter GmbH 建築設計事務所	2004年12月
27	Rapport de rentrée scolaire 2005-2006	年間報告書 (2005-2006、新学期)	図書	コピー	ザンデル州 タマ視学官事務所	-
28	Rapport de rentrée 2005-2006	年間報告書 (2005-2006、新学期)	図書	コピー	ザンデル州基礎教育識字局 ミヤ視学官事務所	-
29	Rapport de rentrée 2005-2006	年間報告書 (2005-2006、新学期)	図書	コピー	ザンデル州 マカリヤ視学官事務所	-
30	Rapport de rentrée 2005-2006	年間報告書 (2005-2006、新学期)	図書	コピー	ザンデル州基礎教育識字局 フランコアラブ視学官事務所	-
31	Rapport de rentrée 2005-2006	年間報告書 (2005-2006、新学期)	図書	コピー	ザンデル州基礎教育識字局 ザンデル都市部視学官事務所	-
32	Rapport de rentrée 2005-2006	年間報告書 (2005-2006、新学期)	図書	コピー	ザンデル州基礎教育識字局 ゴウレ視学官事務所	-
33	Rapport de rentrée 2005-2006	年間報告書 (2005-2006、新学期)	図書	コピー	ザンデル州 マタマイヤ視学官事務所	-
34	Synthèse des Rapports de rentrée	年間報告書総論 (2005-2006、新学期)	図書	コピー	ザンデル州基礎教育識字局 調査計画課	-
35	Doosier d'Appel d'Offres 2005/2006	入札図書 (価格札書式、入札書式等)	データ	-	基礎教育識字省、 CES(ドイツコンサルタント)	-
36	Planning des travaux actualisé	施工計画改訂版	データ	-	CES-Consulting Engineers Salzgitter GmbH 建築設計事務所	2006年5月
37	Bureau d'étude allemand offres financière	CES入札価格札項目	データ	-	CES-Consulting Engineers Salzgitter GmbH 建築設計事務所	2003年
38	Liste des entreprises	施工業者リスト	データ	-	CES-Consulting Engineers Salzgitter GmbH 建築設計事務所	2006年6月
39	Situation des travaux	工事進捗状況	データ	-	CES-Consulting Engineers Salzgitter GmbH 建築設計事務所	2006年6月
40	Renseignements sur les écoles	学校情報(教室数、教員数、生徒数、視学官事務所からの距離)	図書	コピー	ザンデル都市部視学官事務所	2006年4月
41	Renseignements sur les écoles	学校情報(教室数、教員数、生徒数、視学官事務所からの距離)	図書	コピー	グレ視学官事務所	2006年4月
42	Renseignements sur les écoles	学校情報(教室数、教員数、生徒数、視学官事務所からの距離)	図書	コピー	マカリヤ視学官事務所	2006年4月
43	Renseignements sur les écoles	学校情報(教室数、教員数、生徒数、視学官事務所からの距離)	図書	コピー	ミヤ視学官事務所	2006年4月
44	Renseignements sur les écoles	学校情報(教室数、教員数、生徒数、視学官事務所からの距離)	図書	コピー	マタマイヤ視学官事務所	2006年4月
45	Renseignements sur les écoles	学校情報(教室数、教員数、生徒数、視学官事務所からの距離)	図書	コピー	タマ視学官事務所	2006年4月
46	Organigramme de la DREBA de Zinder	ザンデル州基礎教育識字局組織図	図書	コピー	ザンデル州基礎教育識字局	-
47	Annexe I :Latrine VIP 4 postes et 3 postes Annexe II : TCM (toilette à chasse manuelle)	別添I 便所棟図面 別添II 手動式水洗便所	図書	コピー	Aide et Action	-

48	Dossier d'appel d'offres AOO/NIGA/06/002 Travaux de construction de 172 salles de classe à structures métalliques type PADEB et de 119 latrines sèches dans les Régions d'Agadez, de Maradi, de Thaoua et de Zinder	入札図書 アガデイス、マラティ、タウア及びザンデル州におけるPADEB式鉄骨建築172教室及び119便所の建設工事 AOO/NIGA/06/002 入札公示/入札指示書/一般条項/特別条項/工事概要/教室建設概要/便所棟建設概要/教室図面/便所棟図面/教室価格見積書/便所棟単価見積書/便所棟価格見積書	図書	コピー	UNICEF/基礎教育識字省 教育プロジェクト局(DPE) インフラ整備局(DIES)	2006年3月
49	Cahier des prescriptions techniques (CPT) Mobilier scolaire	技術仕様書 学校用家具	図書	コピー	CiaG スイス協力公社ソーシャル事務所 マラティ地域投資支援基金	2006年4月

収集資料リスト(教育計画)

番号	資料名(仏)	資料名(和)	形態	オリジナル/ コピー	作成・発行機関(和)	発行時期(和)
1	Liste des 100 villages retenus dans le cadre de la construction des latrines du PHAS	PHASプロジェクト対象100か村リスト	図書	オリジナル	Aide et Action	2006年11月
2	Liste des écoles appuyées par les projets/agence JICA (EPT)	JICA「みんなの学校」対象校リスト	図書	コピー	Ecole pour Tous	2006年6月
3	Frais de déplacement pour le suivi des COGES (O/R) octobre 2005	2005年10月COGES巡回指導員移動費	図書	コピー	ザンデルDREBA	-
4	Plan d'Action du COGES	COGES学校活動計画	図書	コピー	ザンデルDREBA	2005年
5	Situation de la Mise en Place Démocratique des Bureau APE et COGES de la Région de Zinder (17 mai au 14 juin 2006)	ザンデル州APE/COGES事務局民主的設立状況(2006年5月17日～6月14日)	図書	コピー	ザンデルDREBA	-
6	Situation de la formation des directeurs d'Ecole en processus de mise en place démocratique des Bureau APE et COGES de la Région de Zinder du 03 au 17 mai 2006	ザンデル州民主的APE/COGES事務局設立のための校長研修実施状況(2006年15月3～17日)	図書	コピー	ザンデルDREBA	-
7	Politique de gestion décentralisée des Ecoles : Les COGES	学校の地方分権化運営政策: COGES	図書	コピー	基礎教育識字省	-
8	Portant création, composition et fonctionnement des Comités de Gestion des Etablissements Scolaires (COGES)	COGES設立・構成に関する告示	図書	コピー	基礎教育識字省	-
9	Modifiant et complétant l'Arrête: portant création, composition et fonctionnement des COGES	COGES設立・構成・機能に関する告示	図書	コピー	基礎教育識字省	-
10	Rapport de Reunion mensuelle point focal/COGES observateur relais des IEB	COGESフォーカスポイント・監視仲介会議報告書(月報)	図書	コピー	ザンデルDREBA	2005年 2006年
11	Rapport de mission de suivi des activités des observateurs relais des IEB	COGES活動支援レポート(月報)	図書	コピー	ザンデルDREBA	2005年 2006年
12	Situation des Ecoles de l'Ex projet COSAGE	COSAGE(ドゥッ・タウア県ソフトコンポーネント計画)対象校における学校計画状況	図書	-	ドゥッ・ガヤ県視学官事務所	2006年
13	Situation des Ecoles de l'Ex projet COSAGE	COSAGE(ドゥッ・タウア県ソフトコンポーネント計画)対象校における学校計画状況	図書	コピー	ドゥッ・ホホイ県視学官事務所	-
14	Manuel d'Execution de la PADEB	PADEB実施マニュアル	図書	コピー	基礎教育識字省 (PADEB/世界銀行)	2003年7月
15	Programme d'Activités, DREBA Zinder, 2005	2005年ザンデル州PADEB活動計画	図書	コピー	ザンデルDREBA/PADEB本部	2005年5月
16	Programmation, DREBA Maradi, 2004	2004年マラティ州PADEB活動計画	図書	コピー	マラティDREBA/PADEB本部	2004年3月
17	Programme d'Activités, DREBA Maradi, 2005	2005年マラティ州PADEB活動計画	図書	コピー	マラティDREBA/PADEB本部	2005年6月
18	Brève Présentation de l'ONG Karkara	NGO Karkara 概要	図書	コピー	NGO Karkara	-
19	Liste des organismes, programmes, projet et ONG intervenant dans le secteur de l'Education de la Région de Maradi	マラティ州において教育分野で介入している機関、計画、プロジェクト、NGOリスト	図書	コピー	マラティDREBA	2005年11月
20	Constats et recommandation à la Revue conjointe préparés par le Groupe Thématique COGES	COGESIに関する共同学習会議事録	図書	コピー	UNICEF	2006年
21	Scolarisation des filles	女子就学に関する取り組み資料	図書	コピー	UNICEF	-
22	Groupe Thématique "Environnement de l'Ecole"	学校環境に関する共同学習会議事録	図書	コピー	UNICEF	-

23	Note d'Engagement Communautaire pour la Construction de Classe à Structure Métrique	メトリック教室建設に係るコミュニティとの協定書	図書	コピー	UNICEF	-
24	Liste d'Ecole, Maradi	マラディ州視学官事務所別管轄小学校リスト	図書	コピー	マラディDREBA	2006年6月
25	Synthèse des rapports de rentrée, 2005-6, Zinder	ザンデル州2005-6年度学年始報告書	図書	コピー	ザンデルDREBA	-
26	Rapport de fin d'année scolaire (2003-4, 2004-5, 2005-6/rentrée)	各県学年末報告書(教育統計データ)	図書	コピー	マラディ・ザンデル各視学官事務所	-
27	Revue Conjointe du gouvernement de la République de Niger et des partenaires techniques et financiers du secteur de l'Education (Niamey, 14-6 juin 2006)	2006年6月14-6日教育分野ドナー会議議事録	図書	コピー	基礎教育識字省	2006年6月
28	Portant missions, et composition des Services déconcentrés du Ministère de l'Education de Base 1 et de l'Alphabétisation	基礎教育識字省地方分権化に関する告示	図書	コピー	基礎教育識字省	1998年6月
29	Recensement scolaire 2005-6	教育統計調査用記入用紙	図書	コピー	基礎教育識字省	-
30	Portant orientation du système éducatif nigérien	教育システムに関する告示	図書	コピー	基礎教育識字省	2006年6月
31	Internalisation du programme décennal de développement de l'Education (PDDE 2003-2012), Manuel de Reference	教育10カ年計画 実施要項	図書	オリジナル	基礎教育識字省	2005年8月
32	Internalisation du programme décennal de développement de l'Education, Composante: accès	教育10カ年計画 :アクセス	図書	コピー	基礎教育識字省	2003年8月
33	Internalisation du programme décennal de développement de l'Education, Diagnostic, orientations, objectifs et stratégies	教育10カ年計画 :診断・方向性・目的・戦略	図書	コピー	基礎教育識字省	2001年12月
34	Internalisation du programme décennal de développement de l'Education, Composante: qualité	教育10カ年計画 :質	図書	コピー	基礎教育識字省	2003年8月
35	Module de formation en technique de communication pour la mobilisation des communautés en faveur de la scolarisation des filles à l'intention des encadreurs pédagogiques et points focaux SCOFI	女子就学プロジェクト実施担当者(IEB)のためのコミュニティアプローチに関する技術研修モジュール	図書	コピー	基礎教育識字省(PADEB/世界銀行)	2006年3月
36	Module de formation des encadreurs pédagogiques en approche genre	教育の枠組みにおけるジェンダーアプローチに関する研修モジュール	図書	コピー	基礎教育識字省(PADEB/世界銀行)	2005年3月
37	Guide unique de gestion des manuels scolaires à l'usage des COGES	COGESを通じた教科書運営に関するガイド	図書	コピー	基礎教育識字省(PADEB/世界銀行)	-
38	Guide de formation des membres des COGES en méthodologie de recherche-action en vue de l'élaboration et la mise en œuvre des plans d'action locaux pour promouvoir la scolarisation des filles	女子就学向上のための地域計画策定のための分析・アクション手法に関するCOGES研修ガイド	図書	コピー	基礎教育識字省(PADEB/世界銀行)	2006年3月
39	Manuel d'Entretien des infrastructures scolaires	学校施設管理マニュアル	図書	コピー	KfW	2004年7月
40	Guide du Maître: Education Sanitaire	学校衛生に関する教員ガイド	図書	コピー	JOCV トゥツ学校保健チーム派遣	2005年9月
41	Guide du Maître: Education Sanitaire, Série d'Image	学校衛生に関する教員ガイド/イメージ集	図書	コピー	JOCV トゥツ学校保健チーム派遣	2005年9月
42	Manuel de formation, modules 1/2/3	学校建設・修復マニュアル	図書	コピー	Cooperation Canadien	2004年2月
43	Acquisition des biens et services selon La methodes de consultation de fournisseurs	学校必需品購入のための手引書	図書	コピー	マラディDREBA	-
44	Atelier de formation des points focax coges de la DREB/A de Maradi à l'elaboration du plan d'action de l'école	学校計画策定に関するマラディ州DREBAのCOGES担当者研修のためのアトリエ	図書	コピー	マラディDREBA	-
45	Guide d'animation et de formation des APE et des COGES	APEならびにCOGES研修ならびに指導ガイド	図書	コピー	基礎教育識字省(PADEB/世界銀行)	2004年4月
46	Modules de formation en genre et hygiène / assainissement	ジェンダーと衛生モジュール	図書	コピー	Aide et Action	2006年1月
47	Module de formation relais communautaire (PHAS)	学校衛生プロジェクト(PHAS) アニメーター研修モジュール	図書	コピー	Aide et Action	2006年5月

